

平成18年版

# 環境報告書

（平成17年度の環境の状況並びに  
環境の保全及び創造に関する施策  
の実施状況に関する年次報告書）

春日市

## はじめに

平成17年度における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況をまとめた環境報告書をここに公表します。

本市は、平成11年7月に春日市環境基本条例を制定し、これに基づき、平成13年3月に、かけがえのない春日市の環境、そして地球の環境を守り、育み、それをより良い姿で将来の世代に引き継いでいくことを目指し、「弥生の里・かすが環境プラン」(春日市環境基本計画)を策定しました。

昨年9月には、廃棄物の発生抑制、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進し、資源循環型社会の形成に資するため、「春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を制定し、この中で、本年4月からの家庭系ごみ処理費用の有料化を規定しました。

ごみの減量行動を促すことは、ごみの焼却に伴う二酸化炭素の発生の削減にもつながり、地球温暖化防止対策になるものです。

この環境報告書は、春日市環境基本条例第11条の規定に基づき、平成17年度における環境の現状や「弥生の里・かすが環境プラン」に掲げる施策の実施状況を明らかにするとともに、本市環境行政の指針として作成したものです。

市民、事業者、コミュニティ・民間活動団体の皆様には、本書を通じて、環境問題への認識と理解をさらに深められ、具体的な行動の参考にしていただければ幸いです。

平成18年12月

春日市長 井上 澄和

## 目 次

第1章 環境の状況	1
1 社会経済活動	1
(1) 人口	1
(2) 土地利用	1
(3) 産業	2
(4) 交通	3
2 自然環境	6
(1) 自然的条件	6
地理	6
気象	6
(2) 自然環境の現状	6
植生	6
動物	7
3 環境質	8
(1) 大気の質	8
(2) 水の質	12
(3) 音環境	13
4 資源の利用と消費	15
(1) エネルギー使用等の推計	15
(2) エネルギー使用の推移	16
(3) 水利用	17
(4) 廃棄物とリサイクル	18
一般廃棄物	19
リサイクル	19
古紙等集団回収	20
事業系古紙回収事業	21
5 都市生活の快適性	21
(1) 都市基盤施設	21
(2) 歴史・文化	21
(3) 身近な自然	22
みどり	22
水辺	23

( 4 ) 景観	2 3
( 5 ) 安全性	2 3
第 2 章 環境教育・学習の推進の状況（行政関係）	2 4
第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策の実施状況	2 7
（「弥生の里・かすが環境プラン」の基本的取組の状況）	
住み続けたい生活空間の創造	2 7
1 すがすがしい生活空間づくり	2 7
( 1 ) さわやかな空気の確保	2 7
( 2 ) 静けさの確保	2 9
( 3 ) きれいな水の確保	2 9
( 4 ) 安全な生活空間の確保	3 1
2 美しいまちなみづくり	3 2
( 1 ) 地域特性を活かした景観整備	3 2
( 2 ) 建築物や屋外広告物の設置に対する景観形成の誘導	3 2
3 自然とふれあうまちづくり	3 3
( 1 ) 水辺環境の整備、活用	3 3
( 2 ) まちのみどりの創出	3 3
4 歴史・文化とふれあうまちづくり	3 4
( 1 ) 弥生の里の面影を残す環境資源の保全	3 4
( 2 ) 文化遺産の保全と郷土文化の継承	3 5
循環型都市の創造	3 6
1 資源・エネルギー有効利用都市づくり	3 6
( 1 ) 資源・エネルギー利用効率の向上	3 6
( 2 ) 省エネルギーの推進	3 6
( 3 ) 自然エネルギーの利用促進	3 7
2 ごみの発生を回避し、物を循環的に利用する都市づくり	3 7
( 1 ) ごみの発生回避	3 7
( 2 ) 物の循環的利用の実践	3 8
( 3 ) ごみの不適正処理、不法投棄の防止	3 9

3	自転車と公共交通機関を機軸とする都市づくり	39
(1)	自転車にやさしいまちづくりと駐輪マナーの向上	39
(2)	公共交通機関の利便性向上	40
(3)	低公害車などの普及促進と環境に配慮した自動車利用	40
	環境に配慮した住まい方の工夫	41
1	環境に配慮して住まう	41
(1)	省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立	41
(2)	生活、事業活動のグリーン化	41
2	他人に配慮して住まう	42
(1)	生活マナーの確立	42
(2)	隣人をおもいやる生活活動の実践	42
	人と環境にやさしいコミュニティの創造	43
1	環境教育・学習の推進	43
(1)	環境教育・学習推進体制の整備と参加	43
(2)	環境に関する知恵を伝える	43
2	環境保全活動の促進	44
(1)	コミュニティ活動への参加、協力	44
(2)	活動のネットワークづくり	45
(3)	高齢者、障害者などと共に生きるまちづくり	45
第4章 環境配慮率先実行計画の推進の状況		46
資料編		
	条例・規則	1
1	春日市環境基本条例	1
2	春日市環境審議会規則	5
3	春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	6
	環境質の状況の資料	19
1	大気環境	19
2	音環境	24
	用語集	27

## 第1章 環境の状況

### 1 社会経済活動

#### (1) 人口

本市の人口は、昭和47年の市制施行当時には、約45,000人でしたが、その後の急激な都市化の進展に伴い増加し、平成18年3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口は109,790人になっています。

世帯数は、平成18年3月31日現在43,378世帯で、1世帯あたりの平均所帯人員は、約2.5人となっています。

最近4年間の人口増加は年間約100人から1,200人で、年間の増加率は約0.67%となっています。

#### ● 人口の推移

(資料：平成17年度市勢統計書)

年	面積(k㎡)	世帯数	人口	人口密度	1世帯あたり人員	備考
昭和47年	14.26	13,947	45,016	3,156人/k㎡	3.2	市制施行(住基)
昭和57年	〃	22,701	68,109	4,776	3.0	住基、外国人人口
平成4年	14.15	32,175	91,203	6,445	2.8	〃
平成14年	〃	41,084	106,897	7,554	2.6	〃
平成15年	〃	41,814	108,089	7,639	2.6	〃
平成16年	〃	42,310	108,677	7,680	2.6	〃
平成17年	〃	42,959	109,682	7,751	2.6	〃
平成18年	〃	43,378	109,790	7,759	2.5	〃

(備考) 市域の面積は、昭和63年の国土地理院の調査により14.15k㎡に変更。

住基(住民基本台帳)、外国人(外国人登録)人口は、3月31日現在。

#### (2) 土地利用

本市の土地利用状況は、福岡都市圏の住宅都市として昭和30年代から急激に宅地化が進んだ結果、市東部の鉄道駅周辺にわずかに商業地域と北部に中小規模の工場が点在し、南部に山林とゴルフ場があるほかは、市域の大部分が住宅地となっています。

市域全域が都市計画区域であり、そのうち93.4%を市街化区域に指定し、その全域に用途地域を定めています。残りの6.6%を市街化調整区域に指定しており、市内に残された唯一の大規模な緑地帯となっています。

農地は、市街化区域内に点在していますが、住宅地等への転用が進み、減少しています。

● 用途地域指定の状況

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
行政区域		1,415	100.0
都市計画区域		1,415	100.0
市街化区域		1,322	93.4
市街化調整区域		93	6.6
用 途 地 域	第 1 種低層住居専用地域	294	22.2
	第 1 種中高層住居専用地域	217	16.4
	第 2 種中高層住居専用地域	208	15.7
	第 1 種住居地域	257	19.4
	第 2 種住居地域	102	7.7
	準住居地域	34	2.6
	近隣商業地域	22	1.7
	商業地域	10	0.8
	準工業地域	178	13.5
	合計 (市街化区域)		1,322

(資料：平成 17 年度市勢統計書)

(3) 産業

平成 12 年の事業所・企業統計調査では、本市の従業者の構成による産業構成は、第 1 次産業が 0.3%、第 2 次産業が 19.8%、第 3 次産業が 78.6%となっており、第 3 次産業が大きな割合を占めています。

● 産業別就業人口

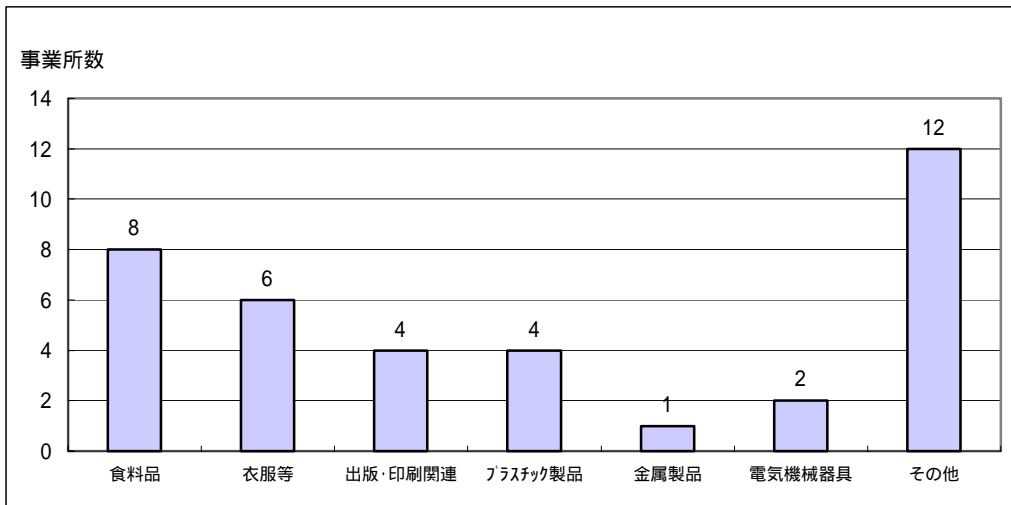
分 類	就業者数(人)	構成比(%)	分 類	就業者数(人)	構成比(%)
農林漁業	153	0.3	不動産業	898	1.8
鉱業	3	0.0	運輸・通信業	3,296	6.6
建設業	5,802	11.5	サービス業	14,937	29.7
製造業	4,165	8.3	公務	3,576	7.1
卸売・小売業・ 飲食店	14,790	29.4	電気・ガス・熱 供給・水道業	278	0.6
金融・保険業	1,761	3.5	分類不能	642	1.3
			総 数	50,301	100.0

(資料：平成 12 年国勢調査)

平成 16 年工業統計調査によると、環境保全との係わりの深い製造業については、集積は見られず、従業者 4 人以上の事業所は、37 箇所を数えるのみです。業種数では、「食料品製造業」が最も多く、ついで「衣服等繊維製品製造業」、「出版・印刷・同関連産業」・「プラスチック製品製造業」の順になっています。前年との増減をみると、「食料品製造業」・「プラスチック製品製造業」が増加し、「金属製品製造業」・「電気機械器具製造業」及び「その他の製造業」が減少しています。

また、経年的に見ても、従業者数、製造品出荷額とも減少傾向にあります。

● 製造業事業所数（従業者 4 人以上の事業所）



(資料：平成 16 年工業統計調査)

(4) 交通

本市の道路網は、県道福岡筑紫野線等で福岡市に直接連絡しているほか、国道 3 号線や九州自動車道へも比較的近い位置にあります。これを背景にして、自動車交通量、自動車保有台数はともに増加しています。

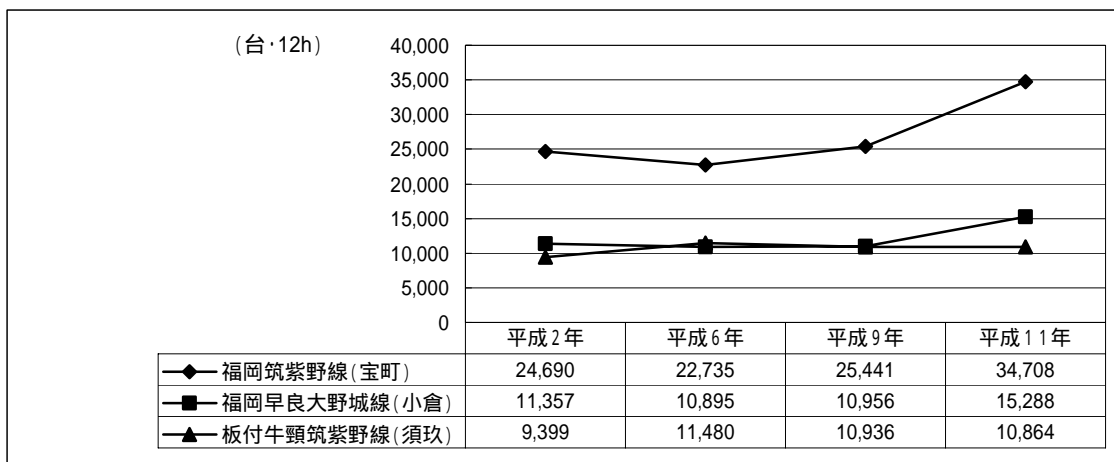
鉄道は、福岡市の都心部と 10～15 分で結ぶ西鉄天神大牟田線及び J R 鹿児島本線、J R 博多南線が市東部及び西部を走っています。

バス路線は、西鉄春日原駅と井尻駅、J R 南福岡駅を主要な起終点とし、西方面に広がっている住宅地に向かう東西方向のバス系統が多くなっています。

また、平成 15 年 3 月から運行を開始したコミュニティバスにより、市内一円の公共交通網を整備することができました。

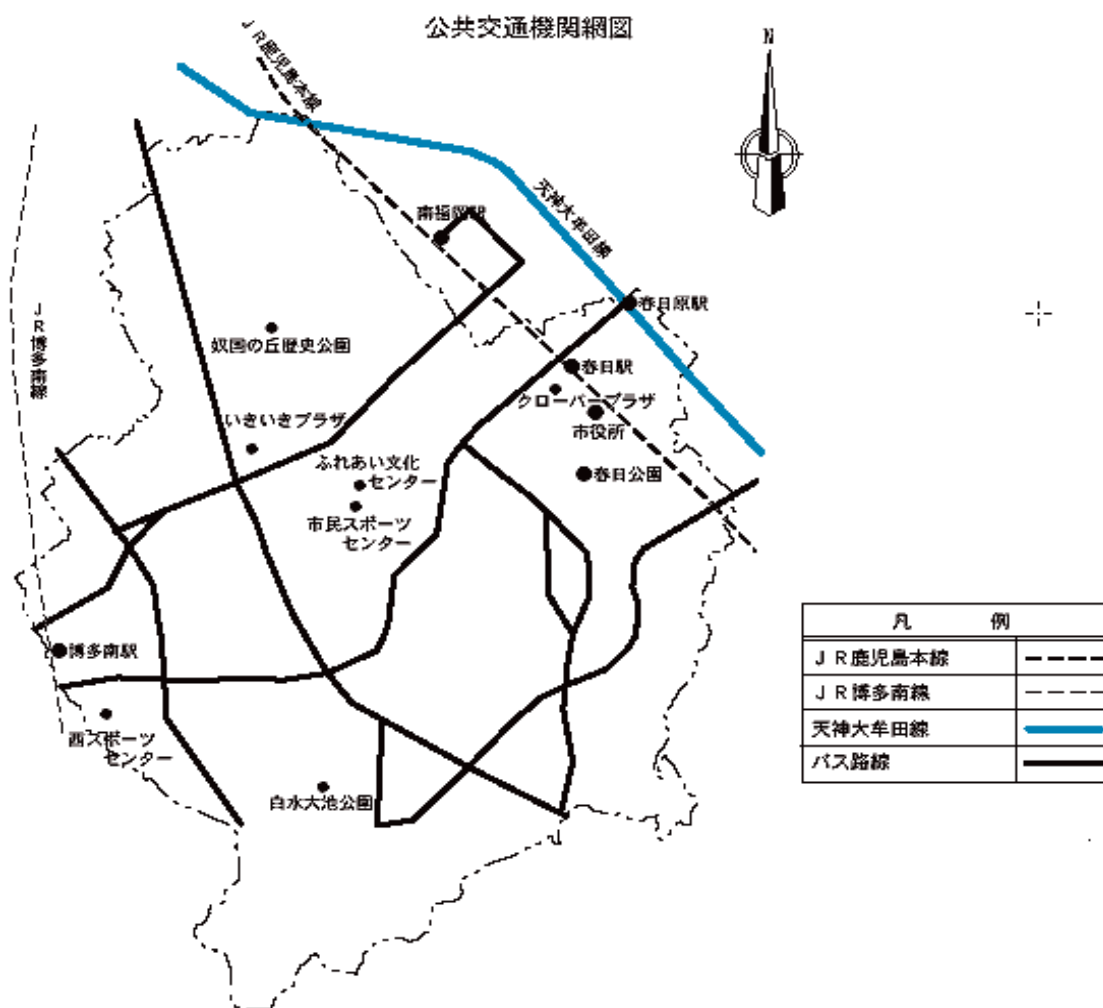


● 自動車交通量の推移



(資料：福岡県那珂土木事務所)

● 公共交通機関網図



● 市内自動車保有車両数の推移

年度	区分	貨物用	乗合用	乗用	特殊用	合計（台）
1 2		2,888	69	34,574	829	39,317
1 3		2,790	69	34,756	840	39,414
1 4		2,680	68	35,308	798	39,790
1 5		3,504	69	35,747	737	40,057
1 6		3,440	70	35,981	741	40,232

（資料：福岡運輸支局）

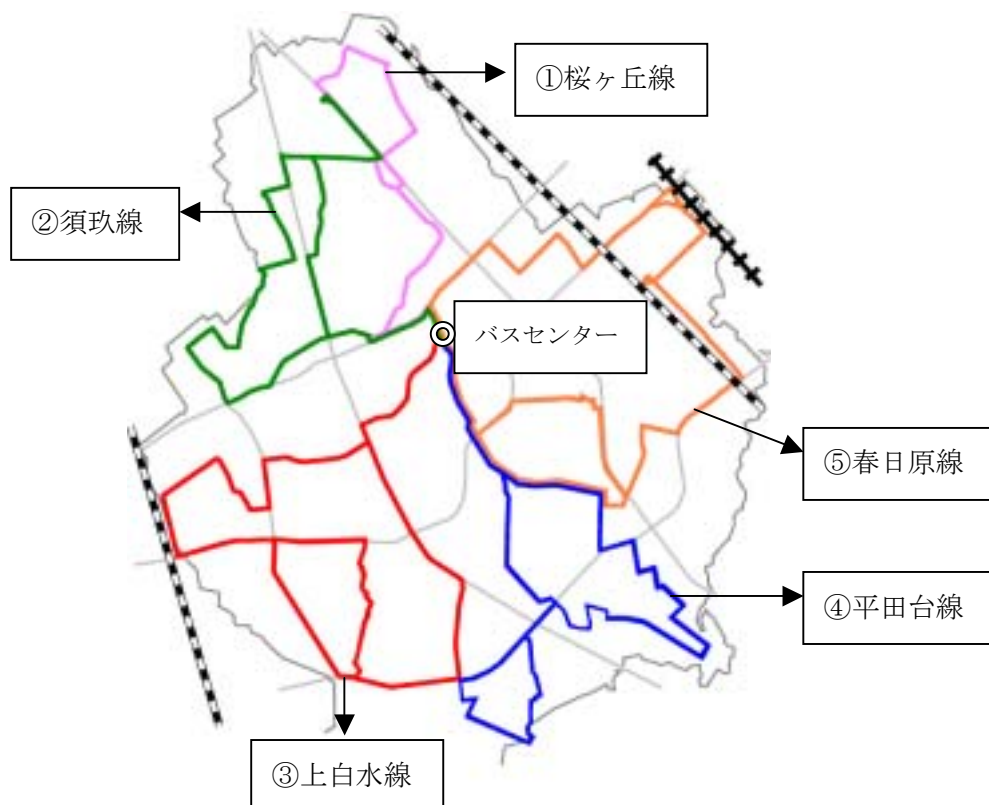
● 市内軽自動車登録台数の推移

（4月1日現在）

年度	区分	二輪小型	軽二輪	軽四輪	小型特殊	原付自転車	合計（台）
1 3		1,147	926	10,100	79	6,883	19,135
1 4		1,177	983	10,522	80	6,914	19,676
1 5		1,179	1,026	11,159	78	6,894	20,336
1 6		1,195	1,068	12,086	73	7,034	21,456
1 7		1,189	1,138	12,703	71	7,096	22,197

（資料：平成 17 年度市勢統計書）

● コミュニティバス路線図



## 2 自然環境

### (1) 自然的条件

#### ① 地理

本市は、北緯 33 度、東経 130 度の九州北部、福岡都市圏の中央部に位置し、東西に約 4 km 南北に約 5.3 km、行政区域は 14.15 km<sup>2</sup>で、まとまった形をしています。市南部の背後に背振山系の樹林地、前面には福岡市の平地を通じ博多湾に接しています。

標高は、市のほぼ南端が最高で標高 174.5m、最低が桜ヶ丘地区の 12.8mで、南から北に向けてなだらかな傾斜を持つ丘陵地ですが、市の 96%は標高 100mより低いところで、丘陵地の多くは造成されて平地化しています。

#### ② 気象

本市の過去 5 年間の年平均気温は、16.5°Cと温暖です。平成 17 年の平均気温は 16.3°C、最高気温は 36.5°C、最低気温は -2.6°Cでした。

過去 5 年間の年間降雨量は、約 900mmから 1,650mmで、平均値は 1,396mmです。平成 17 年は、871.5mmでした。

### ● 気象の状況

年	風速 (m/S)		気温 (°C)			平均湿度 (%)	降雨量 (mm)	
	平均	最大	平均	最高	最低		総量	最大日量
13	1.9	22.8	16.4	37.0	-3.2	76.6	1,613.5	181.0
14	1.8	22.9	16.6	35.8	-0.7	74.4	1,271.5	192.0
15	1.0	17.6	16.4	36.5	-3.7	75.1	1,648.0	229.0
16	2.2	38.5	17.0	37.8	-3.5	74.5	1,576.0	83.0
17	2.4	33.0	16.3	36.5	-2.6	73.8	871.5	92.5

(資料：春日・大野城・那珂川消防本部)

### (2) 自然環境の現状

#### ① 植生

春日市内は、気候的には寒暖の差が比較的少なく温暖で、ヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林帯）のシイ林が成立します。

しかし、都市化により、自然性の高い植分は、社寺林や溜池周囲、市南部の山林に僅かに分布するに過ぎません。

市内に残された植生は、常緑広葉樹自然林、常緑広葉樹二次林、夏緑広葉樹二次林、アカマツ林、竹林、スギ・ヒノキ人工林、二次草原、河辺・池畦植生、人工緑地（植栽樹群）、人工芝（芝生等）、畑地、水田などです。

この中で、常緑広葉樹自然林は、春日神社の社寺林に残されています。常緑広葉樹二次林は、天神山水城跡、大土居水城跡などで、夏緑広葉樹林は、市南部の山林や溜池の

周囲で、アカマツ林は白水大池公園や大牟田池周辺で確認されています。

## ② 動物

### ア ほ乳類

平成 15 年度の調査においては、アブラコウモリ、ノウサギが確認されましたが、ネズミ類はもちろん、タヌキ、チョウセンイタチ、イノシシも生息している可能性があります。

### イ 鳥類

市内の鳥類相は、留鳥が多く、スズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、キジバト、ヒヨドリ、シジュウカラ、ハクセキレイ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、カルガモが年間を通じて生息しています。

渡り鳥では、ツグミ、ジョウビタキやマガモ、ヒドリガモ、キンクロハジロなどのカモ類が確認されています。

貴重種では、ミサゴ、カササギが、その他ではカワセミが各地で確認されています。

### ウ は虫類・両生類

平成 15 年度の調査においては、は虫類では、アカミミガメ、カナヘビ、シマヘビが、両生類では、アマガエル、ヌマガエル、ウシガエルの生息が確認されています。

### エ 昆虫類

平成 15 年度の調査においては、クロイトトンボ、オンブバッタ、クマゼミ、モンシロチョウなど 12 目 61 科 145 種が確認されています。

### オ 魚類・底生動物

平成 15 年度の調査において確認された魚類は、コイ、ナマズ、メダカ、カワヨシノボリなど 4 目 6 科 14 種です。

底生動物では、スジエビ、アメリカザリガニ、スクミリンゴガイ、カワニナ、マシジミ、サカマキガイなどが確認されています。

### 3 環境質

#### (1) 大気の質

本市では、一般環境大気測定局はありませんが、福岡市の南部工場の稼動に伴い、同工場周辺の大気の状態を把握し、地域の生活環境保全に資するために、昭和55年から（塚原台地区は平成12年から）毎年調査を実施しています。

**平成17年度の大気汚染状況**については、10月29日から11月4日（7日間）にかけて、4地点で調査を実施しました。**調査期間中の結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、及び塩化水素とも、全て環境基準を達成**していました。**経年変化でも、大きな変動はなく、環境基準を達成**しています。

また、社会的関心が高い**ダイオキシン類**についても、南部工場設置者（福岡市）及び春日大野城リサイクルプラザ設置者（春日大野城衛生施設組合）が測定を行っています。

**測定結果については、稼動から引続き法規制値を下回っています（水質調査を含む）。**

#### ● 大気測定調査地点及び測定項目

調査地点	測定項目	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	塩化水素
惣利地区（惣利3丁目133番地5）		○	○	○	○
松ヶ丘地区（松ヶ丘5丁目36番地）		○	○	○	○
白水池地区（大字上白水170番地23）		○	○	○	○
塚原台地区（塚原台1丁目76番地2）		○	○	○	○



● 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
塩化水素	環境基準は定められていないが、環境目標値（1時間値が0.02ppm以下）が設定されている。

(備考) ppm：濃度を表す単位で、1ppmは100万分の1。

① 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、主に化石燃料中の石炭や石油を燃焼させることにより生じ、四日市ぜんそくなどや酸性雨の原因物質となるものです。

● 環境基準との比較（二酸化硫黄）

調査地点	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)
惣利地区	7	168	0.010	0.006	0	0
松ヶ丘地区	7	168	0.010	0.004	0	0
白水池地区	7	168	0.010	0.005	0	0
塚原台地区	7	168	0.011	0.005	0	0
環境基準値			≤0.1	≤0.04		

② 二酸化窒素

二酸化窒素は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生した一酸化窒素が大気中でさらに酸化されたもので、発生源としては、工場のボイラーや自動車などであり、酸性雨や光化学大気汚染の原因物質だけでなく、高濃度で呼吸器に好ましくない影響をあたえます。

● 環境基準との比較（二酸化窒素）

調査地点	有効 測定日数 (日)	測定時間 (時間)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値の 最高値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)
惣利地区	7	168	0.042	0.027	0
松ヶ丘地区	7	168	0.044	0.023	0
白水池地区	7	168	0.041	0.023	0
塚原台地区	7	168	0.046	0.026	0
環境基準値				≤0.04	

③ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒径が10 $\mu$ m（マイクロメートル、1 $\mu$ mは0.001mm）以下の粒子状物質のことで、大気中に長時間滞在し、肺や器官などに沈着して高濃度で呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

発生源は、工場などから排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスなど人為的に発生するものと、土ぼこりや海水の飛沫など自然的に発生するものがあります。

● 環境基準との比較（浮遊粒子状物質）

調査地点	有効 測定日数 (日)	測定時間 (時間)	1時間値 の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値 の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が0.2mg/ m <sup>3</sup> を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.1mg/ m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)
惣利地区	7	168	0.067	0.030	0	0
松ヶ丘地区	7	168	0.075	0.032	0	0
白水池地区	7	168	0.062	0.031	0	0
塚原台地区	7	168	0.062	0.030	0	0
環境基準値			≤0.2	≤0.1		

④ 塩化水素

塩化水素は、常温、常圧において無色刺激性を有する気体で、人工的には塩化物や塩素を含むものの燃焼が大気への塩化水素ガスの発生源であり、塩化ビニル樹脂の焼却、火災の際にも多量に発生します。天然の発生源としては、大気中に浮遊する海水の塩分粒子が二酸化窒素や硫酸ミストと反応して塩化水素ガスを発生させます。

塩化水素ガスは、強力な刺激物質であり、高濃度で鼻や上部気道の粘膜を腐食し、ただれや潰瘍を生じさせるほか、眼粘膜にも刺激を与え、角膜の混濁をまねきます。

● 環境目標との比較（塩化水素）

調査地点	有効 測定日数 (日)	測定時間 (時間)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値の 最高値 (ppm)	1時間値が0.02ppmを超えた時間数 (時間)
惣利地区	7	168	—	—	0
松ヶ丘地区	7	168	—	—	0
白水池地区	7	168	—	—	0
塚原台地区	7	168	—	—	0
環境目標値			≤0.02		

(備考) 1時間値及び日平均値の最高値については、1時間値が定量下限値未満であるため、「—」とした。

⑤ 降下ばいじん

降下ばいじんとは、大気中に排出されたばいじん（燃料その他の物の燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子）や風により地表から舞上がった粉じんなどのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中に浮かんでいられずに落下するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するものをいいます。

平成17年度は、春日南小学校で年間を通して測定を行いました。平均値は、2.51でした。なお、福岡市の吉塚局の平成16年度の平均値は、2.8でした。

● 降下ばいじん測定結果（平成17年度）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
降下ばいじん(ton/㎥/月)総量	1.50	1.65	—	2.06	1.65	1.58
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
降下ばいじん(ton/㎥/月)総量	2.42	1.63	4.82	3.61	2.80	3.94

(備考) 降下ばいじんには、環境基準の設定はありません。

6月は、少雨のため分析不能

⑥ ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ごみなどを燃やしたり化学物質製造の過程などで自然に発生する有害な化学物質で、人に対する発がん性や催奇形性が疑われています。このため、排出抑制が必要な物質に指定され、規制の強化が図られています。



● ダイオキシン類測定結果（平成 17 年度）

（資料：福岡市、春日大野城衛生施設組合）

調査地点		項目	測定結果	法規制値
福岡市南部工場	1号炉	排ガス	0.0041ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
		ばいじん	0.45ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
		焼却灰	0.0015ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	2号炉	排ガス	0.00013ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
		ばいじん	0.57ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
		焼却灰	0.0026ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
		放流水	0.44pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L
春日大野城リサイクルプラザ	排ガス	0.31ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	10ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	
	焼却灰	0.00000015ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g	
	処理水	0.0075pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L	
	浸透水	0.062pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L	
	周辺地下水	0.081pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L	

（備考）単位 ①ng（ナノグラム）：10億分の1グラム

②pg（ピコグラム）：1兆分の1グラム

③TEQ（毒性等量）：ダイオキシン類はそれぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を1として毒性等価換算係数（TEF）で換算した量

④m<sup>3</sup>N（立方メートルノルマル）：気体の0℃、1気圧における体積

## (2) 水の質

水質については、公共用水域（河川、湖沼）の環境基準と地下水の環境基準が定められています。本市では、環境基準値を目標として、地下水や溜池の調査を行い、水質の状態を監視しています。

### ① 地下水

地下水の保全については、市民の健康を守るため、**平成 17 年度は、14 箇所の井戸水検査(29 項目)を実施**しました。

**検査結果は、1 箇所の井戸で水質基準の不適合**がありました。項目では、色度、濁度、鉄の3項目でした。

### ② 溜池

本市には、現在 20 の溜池があり、かんがい用水の供給や洪水調整など地域住民の生活基盤としてその役割を果たしています。また、自然の少ない本市にとって、溜池は市民に潤いと安らぎを与える場所としての役割を担っています。

近年、本市南部の東浦・西浦の乱開発に伴い汚水等の流入が懸念されることから、平成 9 年度以降毎年、**中原大池の水質調査**（3 地点：道路横表流水、中原大池入口及び出口）を行っています。平成 17 年度は、3 月 10 日に調査を行いました。

**水質については、pH(水素イオン濃度)が農業用水基準をわずかに超えています、その他の項目は基準値内に適合**していました。

● 中原大池の水質調査結果（平成 17 年度）

調査項目	単位	表流水	入口	出口	農業用水 基準	環境基準 (湖沼B類型)
pH(水素イオン濃度)	—	<u>8.2</u>	<u>7.7</u>	<u>7.8</u>	6.0～7.5	6.5～8.5
化学的酸素要求量	mg/l	3.5	4.5	4.5	6.0 以下	5.0 以下
溶存酸素	mg/l	9.9	11.6	10.3	5.0 以上	5.0 以上
浮遊物質	mg/l	5	8	10	100 以下	15 以下
全窒素	mg/l	0.5	0.3	0.3	1.0 以下	1.0 以下
全リン	mg/l	0.01	0.01	0.01	—	0.1 以下
生物化学的酸素要求量	mg/l	0.6	2.0	1.8	—	—
銅	mg/l	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	—	—
亜鉛	mg/l	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	—	—
砒素	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	—	—
電気伝導率	μ S/cm	550	500	500	—	—

(3) 音環境

騒音は、身近な生活環境問題であり、工場・事業場、建設作業、各種交通機関からの騒音、飲食店などの深夜営業に伴う騒音、エアコンの室外機などの一般家庭から発生する騒音まで多岐にわたっており、苦情も数多く（平成 17 年度 38 件）あります。

騒音に関する環境基準は、道路に面する地域の環境基準、それ以外の地域の環境基準、航空機騒音に関する環境基準、新幹線鉄道騒音に関する環境基準が定められています。

① 道路交通騒音

市内の**道路交通騒音**の状況を把握するため、昭和 62 年度から毎年定期的に調査を行っており、**平成 17 年度は 3 地点で測定を実施**しました。

**測定の結果は、2 地点で環境基準を上回っていました。**

● 道路交通騒音の測定結果表

(平成 17 年 11 月 24 日・25 日実施)

地点 番号	測定場所	道路名称	地域 区分	測定結果(dB)		環境基準(dB)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	須玖南 2 丁目 172 番地前	県道板付牛頸筑紫野線	幹線	67	64	70	65
2	須玖南 1 丁目 1 番地 8 前	県道大野城二丈線	幹線	71	68	70	65
3	春日原北町 5 丁目 18 番地前	市道 1 級 1 号線	B	73	68	65	60

(備考) 地域区分の「幹線」：幹線交通を担う道路に面した地域をいいます。

地域区分の「B」：主に住居地域のうち、2車線以上の道路に面する地域をいいます。

昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日6時

② 航空機騒音

春日市は、福岡空港（年間離着陸約 14 万回）の進入路に当たっています。

**17 年度においては、市独自で 2 箇所(春日野小学校・春日西小学校)で測定**を行いました。

**結果は、基準値内**でした。

なお、福岡県では、毎年定期的に定点測定を行っています。

**県の測定地点(春日高校)では経年でも環境基準を超過**しています。

● 航空機騒音測定結果

(資料：平成 17 年版福岡県公害関係測定結果)

測定地点	測定期間	地域類型	測定結果	環境基準	機関
春日公園 5 丁目 17 番地	H17.2.22～H17.2.28	I	71WECPNL	70WECPNL	県
春日公園 4 丁目 1 番地 1	H18.2.21～H18.2.27	II	70WECPNL	75WECPNL	市
下白水南 4 丁目 134 番地	同上	I	66WECPNL	70WECPNL	市

(備考) 地域類型 I：都市計画法に基づく用途地域が、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域である地域です。

地域類型 II：地域類型 I 以外の地域

WECPNL 値：航空騒音のうるさを表す指標として国際的に広く用いられているもので、航空機 1 機ごとの騒音レベルだけでなく、機数や騒音発生時間帯などを加味した航空騒音に係る単位です。

#### 4 資源の利用と消費

本市では、温室効果ガスの増加による地球温暖化がもたらす多大な影響を考慮し、地域レベルからの取組として、資源・エネルギー利用効率の高いまちづくり、省エネルギー型の生活習慣や事業活動の定着を目指しています。

このようなまちづくりを実現するため、平成 16 年 12 月に、『省エネルギー・地球温暖化対策推進計画』を策定しました。計画期間を、平成 17 年度から平成 22 年度とし、産業部門の比率が極端に小さく、民生部門と運輸部門の比率が高いという本市のエネルギー使用の特徴を勘案し、次の 3 つの目標を掲げました。

- ①各家庭における電力・ガスの利用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を約 9%削減する。(対 15 年度)
- ②可燃ごみ焼却に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を約 3%削減する。(対 14 年度)
- ③自家用車 1 台あたりの CO<sub>2</sub> 排出量を約 1%削減する。(対 15 年度)

なお、産業部門については、「エネルギー使用の合理化に関する法律」に規定する毎年 1% の削減目標値を採用しました。その結果、目標達成のイメージとして市全体では、対 15 年度比で 5.4%の CO<sub>2</sub> の削減となりました。

##### (1) エネルギー使用等の推計

本市におけるエネルギー使用及び温室効果ガス排出の状況は、次のとおり推計されています。

春日市の部門別エネルギー使用量の推計（平成 13 年度）

		エネルギー使用量 (GJ)	灯油ドラム缶換算 (200ℓ/本)	構成比 (%)
合 計		4,783,847	642,026	100.0
産業部門		198,961	26,702	4.2
	農林業	1,591	213	0.0
	建設業	124,136	16,660	2.6
	製造業	73,234	9,829	1.5
民生部門		2,450,489	328,873	51.2
	家庭系	1,375,326	184,579	28.7
	業務系	1,075,163	144,295	22.5
運輸部門		2,134,397	286,451	44.6
	自動車	2,131,819	286,105	44.6
	貨物	514,590	69,062	10.8
	旅客	1,617,229	217,044	33.8
	鉄 道	2,578	346	0.1

部門別の CO<sub>2</sub> 排出量の推計（平成 13 年度）

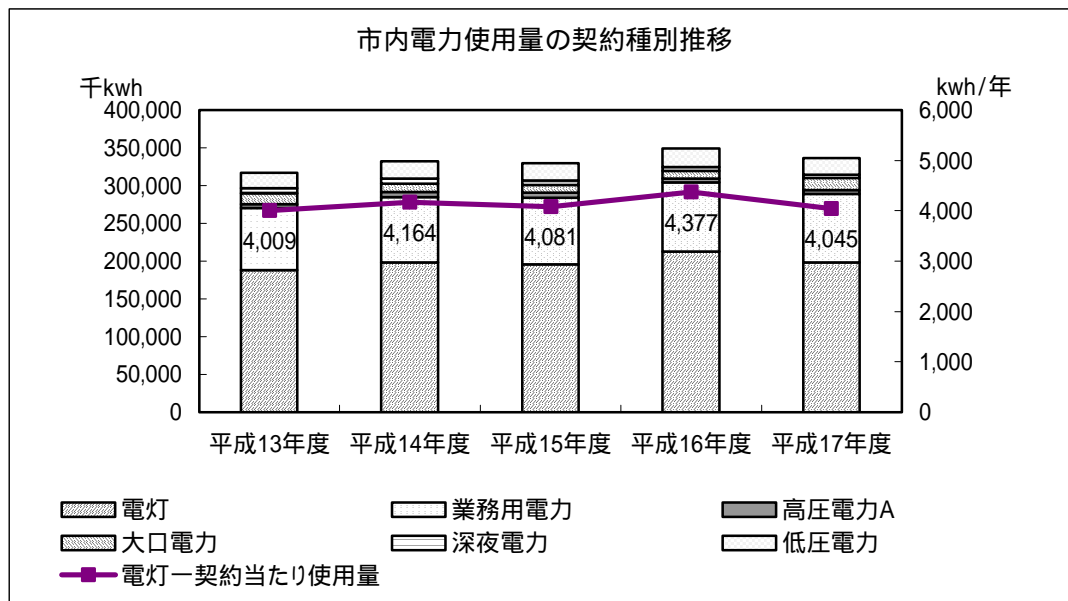
		CO <sub>2</sub> 排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )	比率 (%)
合 計		361.8	100.0
産業部門		14.5	4.0
	農林業	0.1	0.0
	建設業	8.6	2.4
	製造業	5.8	1.6
民生部門		199.1	56.4
	家庭系	113.2	31.3
	業務系	90.9	25.5
運輸部門		143.2	39.6
	自動車	143.0	39.5
	貨物	35.1	9.7
	旅客	107.9	29.8
	鉄道	0.2	0.1

各種統計資料より推計

## (2) エネルギー使用の推移

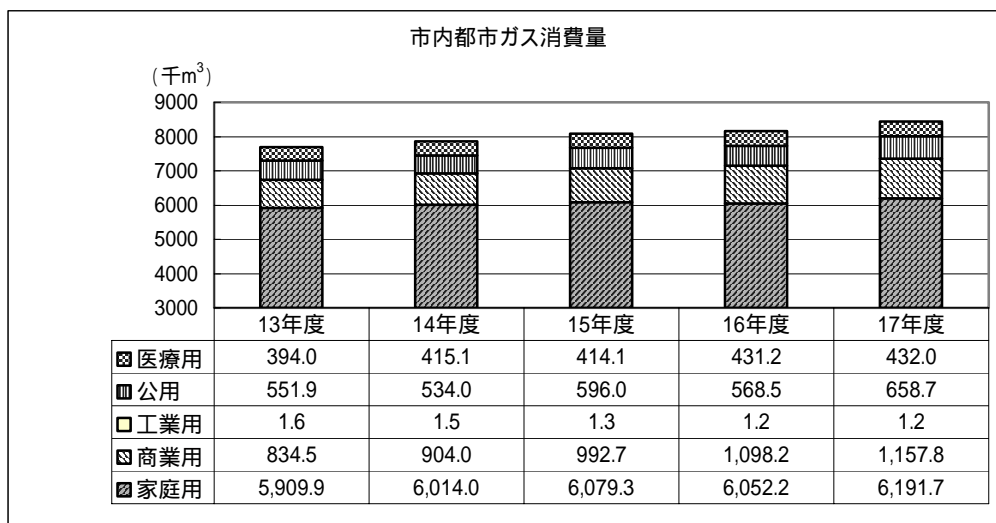
市全体のエネルギー消費量では、**電力使用量、都市ガス消費量及び LP ガス消費量は横ばいあるいは微増の傾向**にあります。

### ● 市内電力使用量の推移



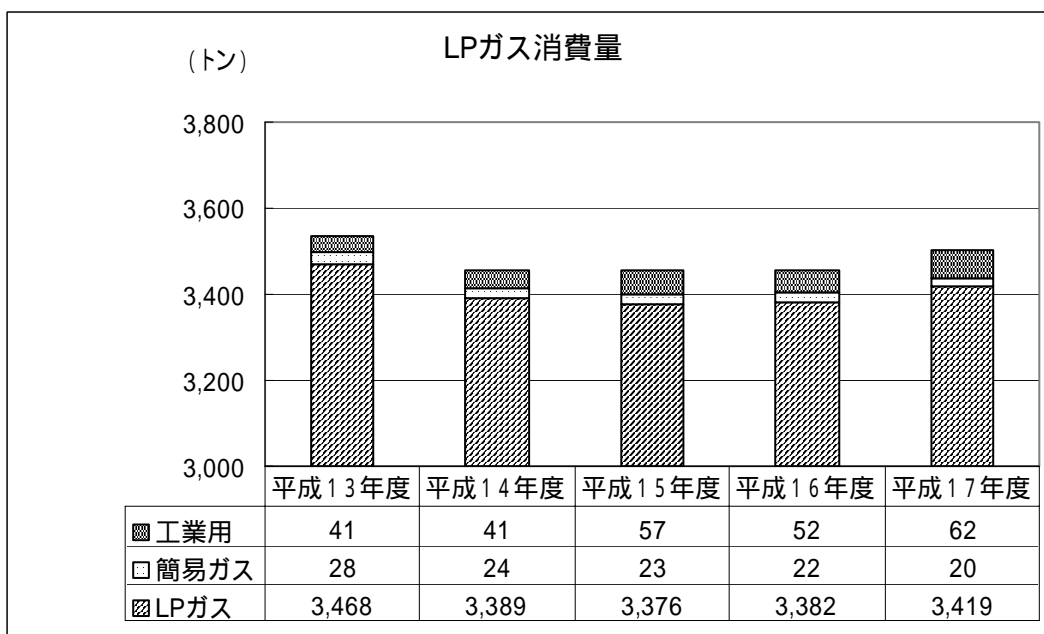
(資料：九州電力株式会社 福岡南営業所)

● 市内都市ガス消費量の推移



(資料：西部ガス株式会社)

● 市内LPガス消費量の推移



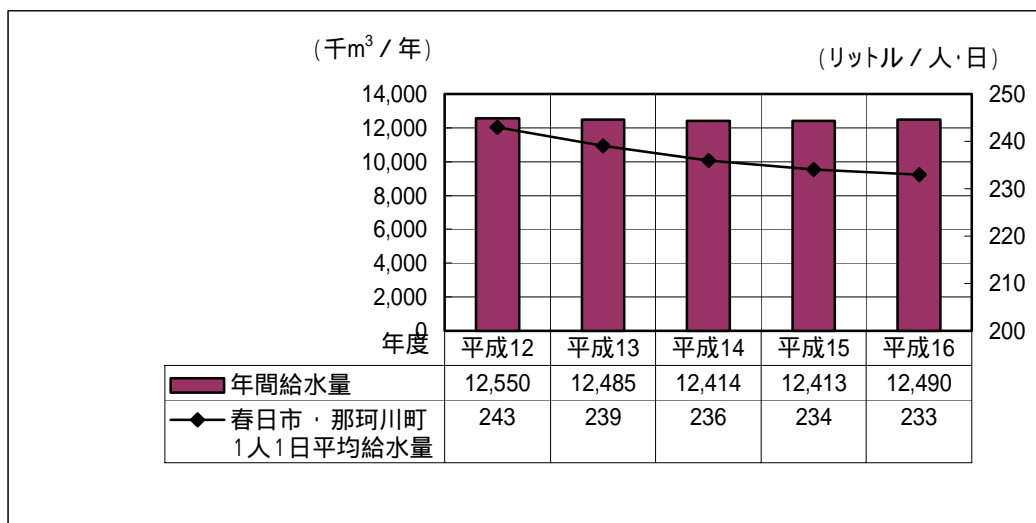
(資料：福岡県LPガス協会)

(3) 水利用

春日市の上水道普及率は、平成16年度末現在99.2%で、ほぼ全戸にいきわたっています。

上水道総配水量及び総給水量は、人口は伸びているものの、横ばい傾向にあり、1人1日当たり平均給水量は、平成16年度末現在233ℓ/人・日となっています。

● 上水道利用状況



(資料：春日那珂川水道企業団)

**(4) 廃棄物とリサイクル**

本市では、ごみの発生をできるだけ少なくするような生活や事業活動を行い、たとえ不要となった物でも可能な限り資源として循環利用ができるまちづくりを進めています。

このようなまちづくりを実現するため、平成 17 年 1 月に、「循環型都市づくり行動計画」を策定しました。この計画では平成 27 年度を目標年度として、平成 14 年度の数値に対して、次の 3 つの目標を掲げました。

- ① 廃棄物の要処理量を 15% (一人 1 日当たり約 100 g) 減少させる。
- ② リサイクル率を 14.74% から 30% にする。
- ③ 最終処分率を 14.45% から 12% にする。

この目標を達成するために、次の 4 つの施策を掲げました。

- ・ ごみ減量・リサイクルに関する環境教育、普及・啓発活動の充実
- ・ ポイ捨て防止等の体制づくり、管理者責任の明確化、ごみの有料化や事業系ごみ対策
- ・ 資源やエネルギーの浪費、ごみとして処理しない、させないしくみづくり
- ・ 国、県への要望、広域連携による施設基盤整備、ソフト事業の展開、各主体の情報の共有化

また、特に市民が重点的に取り組んでいただくものとして、

- ① 古紙等の集団回収の推進による 1 世帯当たり年間 150 kg の回収量の確保
- ② 生ごみの水切りの徹底と堆肥化の推進による減量 (一人 1 日当たり約 17.6 g)
- ③ 分別の徹底

を掲げています。

また、平成 17 年 9 月には、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進等により廃棄物の減量を進め、資源循環型社会の形成に資することを目的として、「春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を制定しました。

### ① 一般廃棄物

本市のごみ処理の総量は、平成12年度以降では、全体では横ばいとなっています。

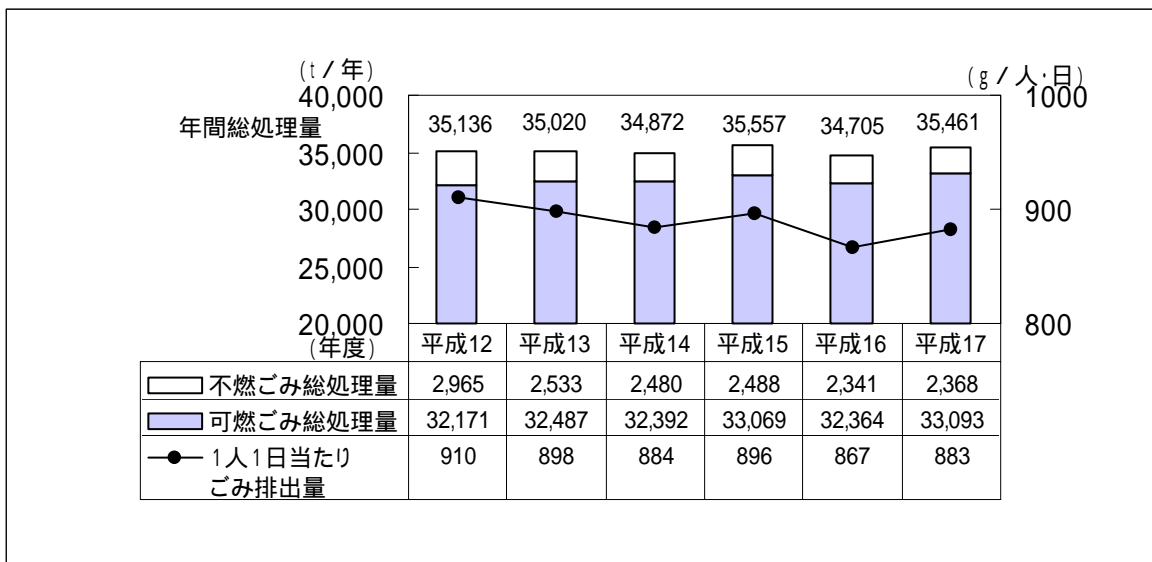
可燃ごみと不燃ごみの別で見ると、不燃ごみは減少傾向ですが、可燃ごみは人口の伸びとともに増加傾向にあります。

家庭系ごみについては、可燃ごみ、不燃ごみ（びん・カン、陶器・金属類）、粗大ごみ、有害ごみ、ペットボトル・白色トレイ及び緑のリサイクルの7分別収集方式を採用しています。

事業系ごみについては、自己搬入（可燃ごみは福岡市南部工場、不燃ごみは春日大野城リサイクルプラザ）若しくは許可業者収集となっています。

収集したごみの処分は、可燃性のものは福岡市に委託し、福岡市南部工場で焼却後、残さは糟屋郡久山町にある東部埋立場に埋立て、不燃性のものは、春日大野城リサイクルプラザで選別、再資源化後、残さを同プラザ隣接の埋立地で最終処分しています。

### ● ごみ処理量の推移



### ② リサイクル

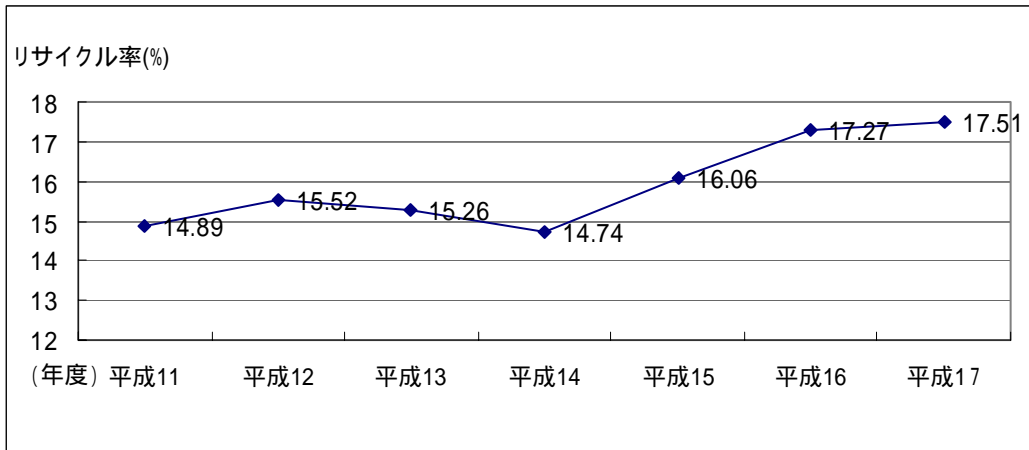
春日市の一般廃棄物のリサイクル率は、平成17年度現在17.51%となっています。

平成14年度からは、緑のリサイクル事業として、一般家庭から出るせん定枝葉等を回収し、これをチップ化機械で破砕し、土壌改良材や雑草抑止材として利用する事業を始めました。平成15年度は約140トン、平成16年度は約165トン、平成17年度は約165トンを破砕処理し、可燃ごみの削減につながりました。

また、破砕チップは、生ごみ堆肥化の手法の一つであるダンボールコンポストの基材としての利活用についても研究しています。



● 一般廃棄物リサイクル率の推移



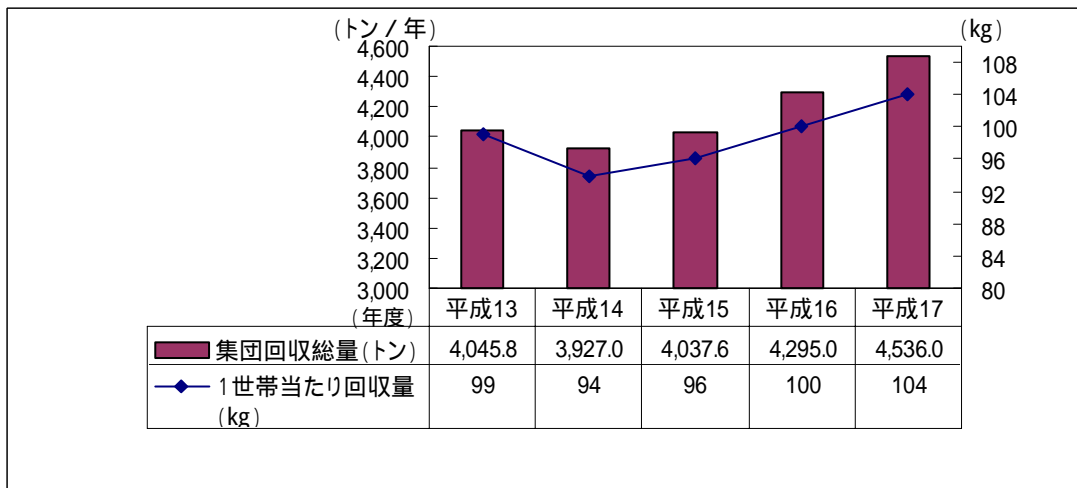
$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{古紙等回収量} + \text{リサイクルプラザでの回収量}}{\text{南部工場、リサイクルプラザ搬入量} + \text{古紙等回収量}}$$

③ 古紙等集団回収

本市では、昭和 63 年から古紙等の集団回収に助成する制度を始め、ごみの減量とリサイクルの推進を行っています。

**平成 17 年度は、1 世帯当たり 104 kg の回収量**になりました。平成 27 年度までに、1 世帯当たり 150 kg の回収量を目標としています。

● 古紙等集団回収実績



#### ④ 事業系古紙回収事業

事業所から出される廃棄物の減量とリサイクルを推進するため、平成 15 年 8 月から事業系古紙回収事業を始めました。

この事業は、事業所と本市のごみ収集・運搬許可業者との契約により、ダンボール、新聞、雑誌等の回収を行うものです。

平成 15 年度は 414.76 トン（8 月～3 月）、平成 16 年度は 695.72 トン、**平成 17 年度は 744.7 トンの回収量**となりました。

### 5 都市生活の快適性

#### (1) 都市基盤施設

本市の下水道の面整備率は平成 10 年度末に 100%を達成し、上水道についても 99%を超える整備率となっています。

交通環境の改善については、平成 13 年 8 月に J R 鹿児島本線の千歳踏切のオーバーパス（立体交差）化が、平成 15 年 3 月には J R 春日駅の橋上化が完了しました。

また、平成 16 年 2 月には、西鉄天神大牟田線の春日原・下大利間（春日市域分は、560 m）の連続立体交差の事業認可を取得しました。

#### (2) 歴史・文化

本市は、奴国の遺跡をはじめ、日本の歴史・文化を解明する上で欠かすことのできない重要な文化財が数多く存在しています。

#### ● 文化財指定の状況

指定機関	区分	文化財の名称	所在地
国	有形文化財	重要文化財・銅鉾鎔范	熊野神社
	史跡・名勝	特別史跡・水城跡	昇町 7 丁目 53 番外 天神山 1 丁目 128 番外
		史跡・日拝塚古墳	下白水南 6 丁目 208 番外
		史跡・須玖岡本遺跡	岡本 6 丁目 12 番外
	無形民俗文化財	春日の婿押し	春日地区（春日神社）
県	有形民俗文化財	博多人形祖型	紅葉ヶ丘東 8 丁目 155 番
	天然記念物	春日の杜（樟）	春日神社境内
		住吉神社のナギの杜	住吉神社境内
		春日神社のセンリョウ叢林	春日神社境内
史跡・名勝	ウトグチ瓦窯跡	白水ヶ丘 1 丁目 4 番内	

市	有形文化財	王墓の上石	奴国の丘歴史公園内
		須玖岡本遺跡D地点出土銅鏡	奴国の丘歴史資料館
		銅矛	奴国の丘歴史資料館
		銅剣	奴国の丘歴史資料館
		金製垂飾付耳飾	奴国の丘歴史資料館
		漢式鏃	奴国の丘歴史資料館
		後漢鏡（方格規矩四神鏡、内行 花文鏡）	奴国の丘歴史資料館
		戦国式銅剣	奴国の丘歴史資料館
		後漢鏡	奴国の丘歴史資料館
		鉄矛	奴国の丘歴史資料館
		有形民俗文化財	土製狛犬
	天然記念物	オオバヤドリギ	熊野神社境内
		えんじゅ	春日小学校校庭
	史跡・名勝	赤井手古墳	弥生7丁目67番外
		竹ヶ本古墳	弥生6丁目2番
		下白水大塚古墳	下白水北5丁目98番外
原遺跡		上白水1111番3外	

(資料：平成17年度市勢統計書)

### (3) 身近な自然

#### ① みどり

平成12年度に市民の幅広い意見を集約して策定した「春日市緑の基本計画」に基づき、緑や空間の保全・創造を図るため、都市公園の整備や特別緑地保全地区の指定、公共公益施設や民有地の緑化を進めています。

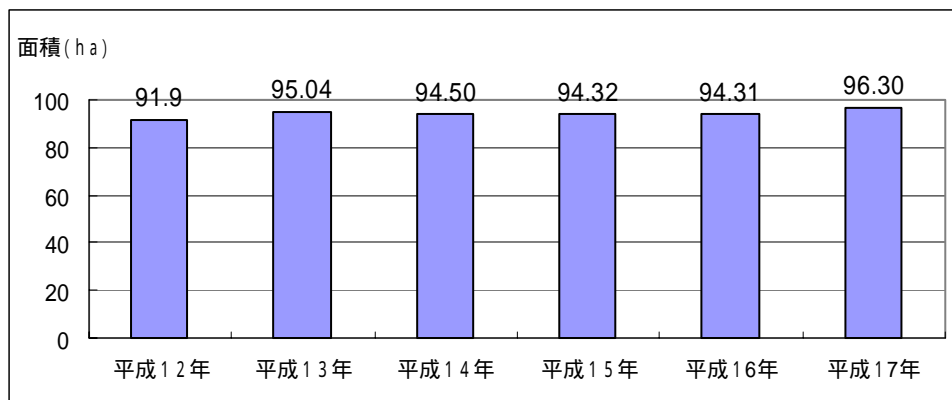
#### ● 都市公園等の状況

(平成17年4月1日現在)

区分	総数	児童遊園	住区基幹公園		都市基幹公園	特殊公園	緑道	都市緑地	特別緑地保全地区
			街区	近隣	総合	風致			
箇所	193	64	55	2	2	1	2	65	2
面積(ha)	96.30	3.27	13.91	2.29	63.36	4.35	1.14	4.20	3.78

(資料：平成17年度市勢統計書)

● 都市公園等の面積の推移



(資料：平成17年度市勢統計書)

② 水辺

本市の水辺の代表的なものとして、20箇所(水面52.2ha)の溜池があります。

しかし、安全性の面などから水面に近づけない溜池も多くあります。

市内には、御笠川水系の牛頸川(二級河川)と諸岡川(準用河川)の2つの河川と那珂川水系の川久保川(雨水幹線)があります。

諸岡川河畔には白水大池公園周辺から日の出ふれあい公園に至る親水緑道が部分的に整備されています。

(4) 景観

本市では、良好な都市景観づくりとして、サイン計画事業、シンボルロード整備事業を終え、電線の地中化事業の部分的な実施を行っています。

平成15年度には、「春日市地区街づくり条例」を制定し、地域での景観づくりを推進しています。

(5) 安全性

本市は、市民が安心して暮らせる安全な都市づくりを目指すため、「春日市地域防災計画」を策定し、防災体制の確立を進めています。また、地域では、自治会(35地区)ごとに自主防災組織(平成17年度末で組織率は、100%)ができており、災害時の初動体制の整備が進んでいます。

防犯面では、平成14年度に3番目の交番(春日南交番)が設置され、防犯体制が強化されました。

平成16年度には、「防犯メール配信事業」や筑紫野署管内で取り組む「ついで隊事業」をいち早く始めるなど、安全・安心の環境整備を行っています。

## 第2章 環境教育・学習の推進の状況

平成 17 年度においては、環境保全意識等の向上のため、次のような環境教育・啓発の取り組みを行いました。

### 1 ごみ処理施設視察研修

市民の環境学習の一環として、地区毎に参加者の募集を行い、ごみ処理施設（福岡市南部工場・臨海工場、春日大野城リサイクルプラザなど）の視察研修を実施し、ごみ減量・リサイクル意識の向上を推進しました。10 地区で実施され、延べ 200 人の参加となりました。

実施状況

実施地区	実施日	実施地区	実施日
泉	5 月 6 日	春日公園	5 月 31 日
昇町	7 月 13 日	天神山	7 月 26 日
紅葉ヶ丘	8 月 2 日	下白水北	9 月 1 日
若葉台西	10 月 25 日	千歳町	11 月 18 日
小倉東	1 月 24 日	サン・ビオ	1 月 25 日

### 2 親子水辺教室

市内の身近な河川である牛頸川で、公募による親子が、水生生物の採取や水質検査を行い、水辺環境の状況を観察しました。親子でその観察結果をまとめ、子どもたちの夏休みの自由研究ともなりました。水環境保全の重要性への気づきを促すとともに、親子のふれあい、参加者同士の交流などが図られました。

8 月 6 日（土）実施：公募参加者 50 人

### 3 環境フェア

市民への環境啓発のため、平成 13 年度から毎年実施しています。今年は、第 5 回目となり、「循環をめざそう！」をテーマに開催しました。共催のこどもエコクラブによる壁新聞の展示とだご汁づくり、春日市と大木町とで生ごみ堆肥を循環利用する事業（OK プロジェクト）の紹介と大木町の野菜販売、春日ダンボールコンポストの会によるダンボールコンポストの紹介、地球温暖化防止活動推進員による展示、企業による省エネ機器の展示等を行いました。

また、同時に本市環境審議会委員などによる環境シンポジウムを開催し、循環型都市づくりの必要性などを啓発しました。

10 月 16 日（日）市役所ロビーで開催、来場者約 800 人

#### 4 出前講座

職員が市民の自主的な学習会、小学校や中学校の環境学習会に出席し、地球温暖化やごみ問題等について話しをし、環境保全の重要性を啓発しました。

##### 実施状況

実施日	場 所	対 象 者	テ ー マ	参加者
6月14日	市役所大会議室	春日市消費者の会	ごみ減量	20人
6月30日	市役所会議室	春日東中学校生徒	ごみの現状と問題点	30人
8月5日	岡本地区公民館	岡本女性の会	生ごみの減量	20人
8月19日	ふれあい文化センター	かすがを見つめよう学級	地球温暖化	40人
8月24日	天神山地区公民館	天神山地区自治会	生ごみの減量	30人
10月4日	市役所会議室	春日西中学校生徒	市内の自然環境	10人
10月14日	浦の原集会場	大土居地区自治会	生ごみの減量	30人
11月15日	市役所大会議室	春日小学校5年生	節電(省エネ)	40人
11月16日	市役所大会議室	春日小学校児童	ごみの減量	60人
12月1日	春日原小学校	春日原小学校児童	生ごみの減量	20人
12月14日・ 20日	春日原小学校	春日原小学校児童	3Rについて	各70人
1月22日	ふれあい文化センター	一般市民	ごみ減量・環境汚染	30人
2月28日・ 3月2日	いきいきプラザ	手話の会	ごみの出し方	各30人

#### 5 こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、地域の中で楽しみながら主体的に継続的な環境活動・環境学習を行う子どもたちのグループです。本市では、こどもエコクラブ活動を広報し、会員の増加並びに定着を図っています。

また、平成14年に「春日市こどもエコクラブ・サポーターの会」が結成され、それぞれのこどもエコクラブのサポーター同士の交流を図るとともに共同して取組めることについては、力を合わせて活動が行われています。

平成17年度の登録状況：12団体、108人登録

平成17年度の「春日市こどもエコクラブ・サポーターの会」の事業

- ・「循環をめざそう！分解調査隊」(全4回)の開催
- ・エコキッズフォーラムの開催
- ・環境フェアの市との共催 など

## 6 ダンボールコンポスト講習会

NPO法人循環生活研究所と連携して講習会を実施し、ダンボールコンポストのアドバイザー及びサポーターを養成しました。

アドバイザー養成講座：14回開催（3人参加）

サポーター養成講座：2回開催（43人参加）

## 7 春日市 - 大木町 交流プロジェクト（OKプロジェクト）

ダンボールコンポストで作った堆肥を農業に利用し、生ごみの循環システムのモデル実験を春日市と大木町の共同事業として行いました。春日市民がダンボールコンポストで作った堆肥を、大木町の田に還元し、稲作を体験しました。参加者にとって農業体験を通じた環境学習となるとともに、生ごみの減量を進めました。参加人数約50人

### 主要行事

- ・4月9日 土づくり（堆肥の散布）
- ・6月25日 田植え
- ・7月（3回）除草
- ・8月18日 追肥・害虫駆除
- ・11月3日 稲刈り
- ・12月17日 収穫祭

## 8 子ども地球環境会議

子ども地球環境会議実行委員会主催の会議に市内のこどもエコクラブが参加し、他地域の子どもと交流するとともに、自然を観察し、環境保全の大切さを学習しました。

8月3日福岡市で開催、5人参加（観察会は、那珂川に移動して実施）

## 9 こどもエコクラブ交流会

県主催のこどもエコクラブ交流会に市内のエコクラブが参加し、活動の発表を行うなど互いの活動を知り合うとともにエコクラブやサポーター同士の親睦を深め、今後の環境保全活動に意欲的に取り組む意識の高揚につながりました。

2月11日・12日 福岡県立社会教育総合センターで開催、2こどもエコクラブ参加

### 第3章 環境の保全及び創造に関する施策の実施状況

#### (「弥生の里・かすが環境プラン」の基本的取組の状況)

目標年度	A = 実施中又は2005年までに着手し実施していく予定 B = 2010年までに着手し実施していく予定
評価	上段(目標年度との比較)
	目標達成又は目標よりも進んでいる。(達成率70%以上)
	ほぼ目標どおり進んでいる。(達成率40～70%未満)
	目標より遅れている。(達成率10～40%未満)
	未着手又は目標より大きく遅れている。(達成率10%未満)
評価	下段(前年度(平成16年度)との比較)
→	前年度より向上
→	前年度とほぼ同様の傾向
↘	前年度より悪化

#### 住み続けたい生活空間の創造

##### 1 すがすがしい生活空間づくり

##### (1) さわやかな空気の確保

###### 【環境目標】

大気環境への負荷を低減し、空気にさわやかさが感じられるまちづくりをめざします。

###### 【数値目標】

大気環境基準の達成  
毎月1回市民一斉ノーカーデーの設定、実施  
公用車のアイドリングストップ実施率100%  
家庭内焼却0件

###### 【進捗状況】

基準値以下であった。  
都市圏南部(5市1町)で設定(毎月14日)  
自粛推進、実施率は未把握  
10件(平成17年度苦情件数)

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
大気汚染物質の排出状況の調査	事業所に対する実施状況調査及びデータ分析	A	福岡市南部工場及び春日大野城リサイクルプラザにおける施設内の排ガス測定を受け、精査実施	同左	→
環境保全(大気)マニュアルの作成	排出基準達成のために、環境保全(大気)マニュアルを作成、配布し、マニュアルに基づく機器の設置指導及び監視、測定を実施	B	未着手	同左	→
悪臭物質の排出実態調査	事業所に対する実施状況調査及びデータ分析	A	未着手	同左	→
焼却施設における大気汚染物質の排出規制	焼却施設から排出される大気汚染物質の抑制及び法規制遵守の徹底	A	福岡市南部工場周辺の大気測定(4地点)を毎年実施。設置者である福岡市南部工場及び春日大野城リサイクルプラザにおける施設内の排ガス測定を受け、精査実施。南部工場の建設に関する協定書による協定値及び大気汚染防止法による排出基準の遵守徹底を推進。	同左	→



大気汚染防止に効果のある樹木の選定による道路沿道の緑化	道路整備における植樹帯を設置、植栽する際の大気汚染防止効果のある樹種の選定	B	街路整備時に植樹帯整備を実施するとともに、幹線道路を中心に、計画的に植樹帯整備を実施	同左	→
交通渋滞緩和のための都市計画道路の決定、整備	円滑な交通流を確保するための道路ネットワークの(配置、幅員)の計画及び整備	B	・都市計画道路の決定は完了済 ・県事業:那珂川宇美線(宝町~岡部病院;ダイエー~泉交差点)、筒井小倉線(JR春日駅側道) ・市事業:市道1級1号路線(大土居交差点付近)の整備実施	・県事業:那珂川宇美線(宝町~岡部病院;ダイエー~泉交差点)、須玖交差点改良事業 ・市事業:光町交差点改良工事、光町大土居線道路改築工事、大土居下の原線道路改築工事の実施	↗
率先実行計画の実施	市自らの率先行動としてのアイドリングストップ推進及び市民、事業者への啓発毎月1回程度ノーカーデーを設け、職員の車による通勤の自粛や公用車の使用を抑制	A	・ノーカーデーは平成13年6月から毎月1回(14日)実施(実施率92.0%) ・アイドリングストップは、自粛推進	・同左(実施率95.3%) ・同左	→
民間車両の使用自粛要請(ノーカーデー)	春日市全体のノーカーデーを設け、市民、事業者に協力を要請	A	都市圏南部で統一デー(毎月14日)を設定し、ポスター等で広報	・同左 ・市内の大規模店舗(2ヶ所)でチラシを配布し、街頭啓発を実施	→
法・条例に基づく大気汚染物質排出基準遵守の徹底	事業所に対する法・条例に基づく大気汚染物質排出基準遵守の指導	A	福岡市南部工場、春日大野城リサイクルプラザにおいて、法に基づき定期的な排ガス測定が実施されており、そのデータを受けて精査実施	同左	→
悪臭物質排出抑制の指導	事業者に対する悪臭物質排出抑制の指導	A	苦情の際、個別に指導(苦情件数2件)	同左(苦情件数3件)	→
家庭や野外でのごみ焼却自粛指導	家庭、事業所、野外におけるごみ焼却の自粛指導	A	苦情の際、個別に指導(苦情件数12件)	同左(苦情件数10件)	→
公用車への低公害車などの導入	公用車への天然ガス車、電気自動車、ハイブリッドカー等の計画的な導入	A	公用車総数80台の内、天然ガス車1台、ハイブリッドカー1台、低排出ガス・低燃費車3台(15年度導入)で導入割合6.25%	同左(増車、買換えなし)	→
低公害車などに関する情報提供	低公害車などに関する情報提供	A	庁内については、情報の共有化を実施	同左	→

(2) 静けさの確保

【環境目標】

騒音や振動の発生を抑制し、暮らしの中に静けさが感じられるまちづくりをめざします。

【数値目標】

騒音環境基準の達成

【進捗状況】

道路、航空機騒音で基準超過が見られた。

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
騒音・振動の実態調査及び防止対策の実施	環境騒音、道路騒音・振動の定期的な調査の実施及び道路管理者に対する要請などの防止対策の推進	A	・市内5ヶ所で道路交通騒音を測定。結果を道路管理者(市道路管理課、県那珂土木事務所)に通知。平均値において、3ヶ所が環境基準を超過。 ・騒音・振動の原因となる道路の凹凸を改修(57箇所) ・市独自に航空騒音調査を実施(千歳公園)。基準値内であった。	・市内3ヶ所で道路交通騒音を測定。結果を道路管理者(市道路管理課、県那珂土木事務所)に通知。平均値において、2ヶ所が環境基準を超過 ・騒音・振動の原因となる道路の凹凸を改修(50箇所) ・市独自に航空騒音調査を実施(春日野小学校、春日西小学校)。基準値内であった。	→
法・条例に基づく工場・事業場や建設作業への騒音・振動基準遵守の徹底	法・条例に基づく工場・事業場や建設作業への騒音・振動基準遵守の指導	A	苦情の際、騒音規制法及び振動規制法に基づき指導(苦情、指導件数2件)	同左(0件)	→
航空機騒音対策	関係機関への航空機騒音防止対策の要請	A	全国民間空港関係市町村協議会を通じ、航空機騒音防止対策の推進を国に要請	同左	→
深夜飲食店等の営業騒音への指導	深夜飲食店等の営業騒音防止のための指導	A	苦情の際、個別に指導(1件)	同左(1件)	→
生活騒音に関する住民への啓発	生活騒音に関する住民への啓発	A	苦情の際、個別に指導(6件)	同左(1件)	→

(3) きれいな水の確保

【環境目標】

生活廃水対策や事業所排水対策を進め、きれいな水とのふれあいができるまちづくりをめざします。

【数値目標】

下水道への接続率100%  
水質環境基準の達成

【進捗状況】

97.9%(平成17年度末)  
溜池、井戸水で基準超過が見られた。

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
水質実態調査	河川水質、溜池水質、地下水汚染、ゴルフ場周辺水質等の実態調査	A	・中原大池の水質検査を実施。1項目(pH)で環境基準を超過 ・市内13ヶ所で井戸水の水質検査を実施。5ヶ所で水質基準を超過。	・中原大池の水質検査を実施。1項目(pH)で環境基準を超過 ・市内14ヶ所で井戸水の水質検査を実施。1ヶ所で水質基準を超過。	→

河川巡視、清掃	河川の水質汚濁や不法投棄の状況などの巡視及び清掃の実施	A	・雨水幹線や調整池を定期また苦情時に随時清掃(土砂・草の除去)を実施(計画の11箇所と苦情箇所) ・春日・惣利・塚原台・平田台の4地区で牛頸川の清掃を実施(7月19日)。それに伴う廃棄物の処理実施。	・同左(計画の9箇所と苦情箇所11箇所を清掃実施) ・同左(7月18日実施)。それに伴う廃棄物の処理実施。	→
水環境マップの作成	河川、溜池の生態系や保全施策を記載した水環境マップの作成	B	福岡都市圏南部協議会で作成(15年度)した「川の生きものマップ」を機会がある都度、配布	同左	→
溜池の浄化対策	溜池水質の浄化対策の検討及び実施	B	龍神池に井戸を設置して水質浄化を実施	実績なし	→
法・条例に基づく工場・事業場への排水基準遵守の徹底	法・条例に基づく工場・事業場への排水基準遵守の指導	A	苦情の際は、水質汚濁防止法に基づき、筑紫保健福祉環境事務所と連携のうえ指導実施(0件)	同左(0件)	→
環境保全(水質)マニュアル作成	農薬使用量や使用方法などを記載したマニュアルを作成し、関係者に配布	B	従来の啓発リーフレットに加え、簡単なマニュアルの作成検討。農協からマニュアル的なものは農家へ配付済。	同左	→
環境保全型農業の推進	農薬、化学肥料の使用量や使用方法に配慮した環境保全型農業の推進	A	春日市地域水田農業ビジョンや農協ライス戦略に基づき、環境保全型農業を推進	同左	→
公共下水道への接続の促進	水質汚濁防止対策としての公共下水道接続の啓発	A	毎月3～4日間、未接続世帯を訪問し、啓発を実施(接続率97.6%)	同左(接続率97.9%)	→
生活排水対策推進のための啓発	家庭からの生活排水に対する啓発の実施	A	水洗化促進の中で啓発を実施	・同左 ・福岡都市圏環境行政推進協議会でテレビCMを作成し、放映	→
洗剤や石けんの適正使用に関するポスター、シールの作成	洗剤や石けんの適正使用の啓発に関するポスターやシールの作成、配布	A	環境フェア等で、廃油石鹸を配布し、洗剤や石鹸の適正使用を啓発	同左	→
雨水の地下浸透推進	雨水浸透工法を取り入れた施設整備の推進	B	・昇町地区約75mの歩道を透水性舗装で整備 ・大土居下の原線の歩道(片側229m)を透水性舗装で整備	2級6号路線(昇町～井尻)の道路90m・歩道30m)、第440号路線(大土居～昇町の道路195m・歩道162m)、光町交差点(道路215m・歩道430m)、光町大土居線(道路138m・歩道276m)、大土居下の原線(道路195m・歩道228m)を雨水浸透工法で整備実施	→

(4) 安全な生活空間の確保

【環境目標】

犯罪、災害、交通事故などの危険から市民の安全を確保できるように、必要な取組を進めます。  
 高齢者や障害者などが安心して出かけることができるまちづくりを進めます。  
 化学物質の適正な管理や使用を行うまちづくりをめざします。

【数値目標】

災害発生危険箇所0件  
 防犯灯総設置数5,000灯  
 自治会ごとに自主防災組織を設置  
 福祉環境整備指針に基づく公共施設  
 のバリアフリー化

【進捗状況】

13箇所(県指定)  
 97.7%(平成17年度末4,885灯)  
 100%(平成17年度末全35地区設置)  
 地区公民館の入口のスロープ化、西鉄春日原駅  
 やJR春日駅のスロープ、エレベーターの整備

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
防災都市づくりの推進	地域防災計画にもとづく災害時に即応できる総合的な執行態勢の整備拡充及び安全な都市づくりの推進	B	・防災関連機関との調整・連携強化を図った。 ・水害時の災害発生想定箇所を急傾斜地を中心に13箇所指定	・同左 ・災害発生の恐れがある箇所として、13箇所の急傾斜地を指定(県)	→
防災広報システムの整備	市民への災害情報の迅速な伝達のための防災広報システム構築の検討	A	・広報車による情報伝達を実施 ・IT活用による広報システムを研究	・地震発生時に、広報車・消防団による広報実施 ・県の防災メール「まもるくん」の紹介実施 ・電話回線利用による防災情報を提供(エフネット)	→
防災協力体制の強化	防災関係機関との連携強化及び自主防災組織の活動支援推進	A	・自主防災組織4地区立上げ(32地区、組織率94.1%) ・新たな組織地区に防災倉庫と資材を配備	・自主防災組織3地区立上げ(全35地区、組織率100%達成) ・同左 ・福岡県主催のリーダー研修に参加	↗
市民の防災行動力の向上	市民の防災意識向上のための危機管理意識の啓発活動	A	・防災週間における訓練・啓発(パネル展示、ビデオ放映、救急救助訓練、消火訓練等実施) ・春日野中学校校区で防災訓練実施(6月6日) ・市報(7月15日号)に啓発記事を掲載	・防災週間に、ビデオ放映実施 ・春日東中学校校区で防災訓練実施(6月12日) ・市報(4月15日号)に地震災害の啓発記事を掲載 ・地震被害のアンケートを実施(5月)し、結果を市報(3月15日号)に掲載	→
地震対策	開発行為、建築行為に対する指導・監督、避難場所、避難ルートの整備及び市民への周知	A	・自主防災組織の防災訓練の中で周知 ・転入者には、市民べんり帳による避難場所の周知	・同左 ・同左 ・市報に避難場所を掲載	→
水害対策	雨水幹線の改築、排水不良箇所の点検、整備、開発行為における調整池の設置指導	A	・自主防災組織で訓練実施(8地区) ・雨水幹線の点検及び改修工事(桜ヶ丘地区152m水路の掘り下げ)実施 ・大規模開発申請に伴い、調整池設置協議	・自主防災組織で訓練実施(10地区) ・雨水幹線の点検及び改修工事(桜ヶ丘地区168m水路の掘り下げ)実施 ・開発地の駐車場に時間差調整池を検討	↗

防犯活動の推進	警察、行政、地域、学校等が一体となった防犯体制の強化、防犯灯の増設やこども110番等の環境整備	A	・防犯灯設置費補助金の交付(新設数97灯、年度未設置数4,795灯) ・子ども110番の家ステッカーを防犯組合同連合会で製作(1000枚)、市内小学校に配布 ・防犯メール(340人登録)、「ついで隊」(1,200人登録)制度を創設	・防犯灯設置費補助金の交付(新設数76灯、年度未設置数4,885灯) ・防犯メール(4,142人登録済)、「ついで隊」(2,381人登録済)	→
警察機能の強化要請	防犯体制強化のための関係機関に対する警察署機能強化の要請	A	分署設置又は第4番目の交番設置について要望書提出	同左	→
交通安全環境整備	交差点内の車輛レーンの増設及び歩道拡幅等の整備	B	・須玖南地区約170mの歩道整備を実施 ・大土居下の原線229mの歩道整備を実施	・昇町他4箇所歩道整備を実施(延べ1,128m) ・光町・大土居・NHK前交差点で右折レーンの増設実施	→
化学物質の管理、適正使用の指導、啓発	中小事業者に対する化学物質の管理、適正使用の指導、日常生活における家庭用農薬、殺虫剤適正使用の啓発	A	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)の施行ちらしを配布	PRTRについてのパンフレットを窓口で配布	→

## 2 美しいまちなみづくり

### (1) 地域特性を生かした景観整備

#### 【環境目標】

地域の環境資源や特性を活かした個性豊かな都市景観の整備を進めます。

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
都市計画マスタープランの計画的実施	都市計画に関する基本的な方針を定める「都市計画マスタープラン」の計画的な実施	A	春日市地区街づくり条例による街づくりを推進(桜ヶ丘地区及び春日原東町3・4丁目地区)	同左	→
都市景観条例の検討	春日市らしい都市景観を形成するための「都市景観条例」の検討	B	地区街づくりの推進の中で、地域住民との合意形成を図る。	同左	→
都市景観形成ガイドライン策定の検討	都市景観条例に基づく景観形成を誘導するための「都市景観形成ガイドライン」の策定を検討	B	地区街づくりの推進の中で、地域住民との合意形成を図る。	同左	→

### (2) 建築物や屋外広告物の設置に対する景観形成の誘導

#### 【環境目標】

周辺景観との調和のとれた建築や屋外広告物の設置に努めます。

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
公共施設整備における都市景観への配慮	周辺景観との調和に配慮した公共施設整備の実施	A	未着手	白水小学校の建設に当たっては、周囲の植栽や色彩等に配慮して建設	→
電線類地中化の部分的促進	整然としたまちなみ景観を確保するための電線類地中化の部分的な促進	A	15年度にJR春日駅前で実施。16年度は実績なし。	同左	→
建築協定などを活用した景観づくり	建築協定、地区計画、緑化協定などによる良好な景観の形成	B	地区街づくりの推進の中で、地域住民との合意形成を図る。	同左	→

### 3 自然とふれあうまちづくり

#### (1) 水辺環境の整備、活用

【環境目標】

親水性を高めながら、水を生かしたうるおいとやすらぎのあるまちづくりを進めます。

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
親水空間の整備	河川、溜池等の活用や、遊歩道、親水公園整備等の親水修景設備整備の実施	B	整備箇所なし	機能停止中の金塚池公園の親水設備は廃止し、広場に転用	→
溜池利用状況の把握	溜池保全、活用方針検討のための利用状況の把握	B	市内に21箇所ある溜池の利用状況の把握は完了	同左(溜池は、20箇所)	→
溜池保全計画策定の検討	溜池の利用目的に応じた保全計画の策定を検討	B	溜池保全条例に基づき、現況保全を推進	同左	→
溜池の浄化対策(再掲)	溜池水質の浄化対策の検討及び実施	B			↗
親子水辺教室の開催	水辺の生物を観察調査するため、親子を対象とした教室の開催	A	牛頸川で開催(8月8日、参加者55人)	同左(8月6日、参加者50人)	→

#### (2) まちのみどりの創出

【環境目標】

みどりとふれあいを高めながら、みどりを生かしたうるおいとやすらぎのあるまちづくりを進めます。

【数値目標】

緑の基本計画に基づく緑被率の目標達成  
市民農園の整備面積2ha

【進捗状況】

平成12年度(38.0%)より低下していると推測  
1.1605ha(平成17年度末)

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
緑の基本計画実施	緑地や水辺の保全、公園の整備、生垣などのあり方を検討し、その目標や具体的な取組を示す「緑の基本計画」の計画的な実施	A	道路整備等に伴い、街路樹による緑化を推進	同左	→
都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定、管理	都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定、管理	A	「弥生の森」用地取得は、次年度以降	「弥生の森」の用地取得(3,233㎡)	↗
保存樹木の指定、管理	春日市緑化推進等に関する条例に基づく保存木の指定及び管理	A	21本の保存木を指定するとともに、年間2回の消毒を実施	同左	→
地域森林計画の策定、実施	民有林の保全、森林保全施策を定めた「地域森林計画」の策定及び計画的な実施	A	平成17年3月、春日市森林整備計画書作成(森林面積54.83ha)	「森林と人との共有林」とし、市民の憩いの場として景観の維持向上を推進	→
開発における緑地の保全、確保	市街化区域内の宅地開発における地区計画、緑地協定、開発行為等整備要綱による緑地の保全、確保	A	整備要綱に基づき、緑地1箇所(児童遊園約200㎡)を確保	平田台土地区画整理事業により、緑地645㎡が増加	↗

公共施設緑化の推進	公共施設の緑化及び街路樹の整備	A	・本庁舎敷地の樹木の維持管理を行うとともに、花壇の花の植替えを実施 ・街路樹の植替え・剪定を随時実施 ・学校施設の樹木及び花壇の維持管理を実施	・同左 ・同左 ・同左	→
公園アダプトプログラムの検討	市民参加型の公園管理の促進	A	「春日市公園愛護活動推進要綱」に基づき、2団体の新規登録があり、清掃管理を実施(合計9団体)	5団体の新規登録があり、清掃管理を実施(合計14団体)	↗
民有地緑化の促進	生垣などの接道部緑化に対する補助、花の種の配布、市民参加の花の育成、花の名所づくり	A	各自治会、小・中学校、保育所などに春・秋の2回、花の苗を配布	同左	→
保存樹木等の所有者に対する管理費の補助	保存樹木等の所有者に対する管理費の補助	A	「春日市緑化推進等に関する条例」により補助金(1本当たり、年額3,000円)を交付	同左	→
市民農園の整備促進	地権者の協力を得ながら、市民に農地の利用をあっせんする	A	地権者の協力により、4ヶ所74区画の増設(総数12ヶ所、309区画、1.3257ha)	1ヶ所減少(総数11ヶ所、268区画、1.1605ha)	↘

#### 4 歴史・文化とふれあうまちづくり

##### (1) 弥生の里の面影を残す環境資源の保全

【環境目標】

歴史的、文化的遺産の保全に努めます。

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の実施状況	17年度の実施状況	評価
史跡地の保存整備や文化財の調査の推進	史跡地の保存、整備や文化財の調査の推進	A	国県補助を活用しながら史跡地の購入、整備、文化財調査を推進(本調査8件、試掘調査84件)	同左(本調査12件、試掘調査75件)	→
地域のシンボルとしての史跡や歴史的まちなみの保存	地域のシンボルとしての史跡や歴史的まちなみの保存	A	遺跡用地を買い上げ保存範囲を拡大。買い上げ完了後に整備(大土居水城跡132.2㎡、須玖岡本遺跡488.11㎡購入、残面積須玖岡本遺跡1268.23㎡)	同左(須玖岡本遺跡466.45㎡購入。残面積は、須玖岡本遺跡801.78㎡)	→
歴史・史跡を生かしたまちづくりの推進	歴史・史跡を生かしたまちづくりの推進	B	・ハード事業は、遺跡の計画的な用地取得 ・ソフト事業:国民文化祭関連事業として考古企画展「大奴国展」を実施し講演会、青銅器鋳造実験、ガラス玉作り体験教室を開催、民俗企画展「写真でたどる昭和の春日」、その他参加型事業を展開	・ハード事業:同左 ・ソフト事業:考古、民俗、古文書に係る企画展5展、夏休みの子ども体験教室6回、史跡めぐりの歴史散歩4回、歴史講演会2回、やきもの作り教室12回、古文書購読講座12回、の開催。県の「ふるさとの文化遺産活用推進事業」に前原市、宇美町と共同で邪馬台国ウォークを開催。2ヵ年事業で「文化財保存活用基本計画」策定に着手。	↗

(2) 文化遺産の保全と郷土文化の継承

【環境目標】

歴史的、文化的資源とふれあえるまちづくりをめざします。

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の実施状況	17年度の実施状況	
文化財保護団体への支援	史跡地の管理や郷土文化を伝承し保存している文化財保護団体への支援	A	文化財保護団体の発掘を進める一方、「ガイドボランティア」や「やきものづくりボランティアリーダー」の育成に努め、文化財保護団体づくりの足がかりを実施	歴史公園の一部(上散田公園)の管理を「春日市公園愛護活動推進要綱」に基づき、上散田公園愛護会に委託	→
文化財管理ボランティアの育成	市民団体などのボランティア団体での管理を進めるため、リーダーや組織の育成を進める	B	「ガイドボランティア」と「やきものづくりボランティア」養成講座を実施(受講者:ガイド13名、やきもの15名)	前年度養成したガイドボランティアとやきもの作りボランティア各13人がともに活動を開始。本年度もガイドボランティアの養成講座(15人)を実施。	→



循環型都市の創造

1 資源・エネルギー有効利用都市づくり

(1) 資源・エネルギー利用効率の向上

【環境目標】

資源・エネルギー利用効率の高いまちづくりを進めます。

【数値目標】

公共施設の新設、改修にあわせた節水型設備の整備

【進捗状況】

建設中の白水小学校に導入

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の実施状況	17年度の実施状況	評価
余剰エネルギーの有効促進	需要事業者に対する余剰エネルギーの有効利用などの促進	B	未着手	同左	→
水の循環利用設備や節水型設備の導入	公共施設への水の循環利用設備や節水型設備の導入の検討	B	次年度建設予定の小学校において、節水型設備の導入検討	平成18年度開校の白水小学校に雨水利用による中水道を整備し、トイレと散水に利用	→

(2) 省エネルギーの推進

【環境目標】

省エネルギー型の生活習慣や事業活動の定着をめざします。

【数値目標】

市全体での年間エネルギー消費量(電気・ガス)を対平成9年度比で10%削減。

【進捗状況】

微増と推定

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の実施状況	17年度の実施状況	評価
省エネルギービジョンの策定	市域全般における省エネルギーに係る施策の基本的な方向などを定めた「地域省エネルギービジョン」の策定	B	前年度作成の「地域省エネルギービジョン策定報告書」に基づき、より具体的な取組を掲げた「省エネルギー・地球温暖化対策推進計画」を策定	「省エネルギー・地球温暖化対策推進計画」に基づき、啓発事業等を推進	→
公共施設における省エネ手法を取り入れた施設整備	窓や壁の断熱化及び消費電力の少ない機器の利用促進など省エネ手法による施設整備の推進	B	事務用機器の導入に当たっては、省エネタイプの機器を導入	平成18年度開校の白水小学校に省エネ型照明器具を設置するとともに、トイレの照明に人感センサーを設置	→
光害対策の検討	適正な屋外照明の設置の推進、適正な屋外照明に関して長期的な普及、啓発活動による市民、事業者の意識の向上	A	未着手	同左	→
率先実行計画の実施(再掲)	市職員への省エネルギー意識の啓発、配慮行動の実践	A	13年3月策定の「エコオフィスプランかすが」に基づき実施。冷暖房の温度設定、エレベーターの使用自粛、ノー残業デー、ノーマイカーデーの設定等	同左	→
市民、事業者向け啓発冊子の作成、配布	市民、事業者向けの省エネルギーに関する冊子を作成、配布による省エネルギー意識の向上	A	「省エネルギー・地球温暖化対策推進計画」のホームページ掲載等により、意識の啓発を実施	国・県等の省エネ冊子を窓口に配置	→

省エネ事業所 診断の周知	事業者の省エネ意識向上のために、「工場の省エネルギー診断サービス」及び「ビルの省エネルギー診断サービス」の周知	A	未着手	ポスターを掲示し、紹介	→
省資源・省エネ型ライフサイクルの確立に向けた啓発	環境への負荷をできるだけ低減するための各種の啓発に努める一方、買い物袋の利用促進などを進める	A	こどもエコクラブサポーターの会による「スローな暮らし実践講座」でのエコクッキング等の啓発事業を支援	市内全35地区で「循環型都市づくり行動計画」の説明会を実施	→
エネルギー・資源の有効利用若しくは節約を図るための環境保全対策に対する支援	エネルギー・資源の有効利用等の環境情報の提供	A	ポスターの掲示、パンフレットなどを配置	同左	→

### (3) 自然エネルギーの利用促進

【環境目標】

環境にやさしい自然エネルギーを導入したまちづくりを進めます。

【数値目標】

住宅用太陽光発電設備の総設置数100件  
公共施設の自然エネルギー利用件数3件

【進捗状況】

未把握  
建設中の白水小学校に太陽光発電の照明灯を設置

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
公共施設における自然エネルギーを取り入れた施設設備	公共施設における太陽光発電システムの段階的導入	B	次年度建設予定の小学校において、屋外照明設備に導入を検討	平成18年度開校の白水小学校の屋外に風力と太陽光発電システムの照明灯(1基・18W/h)を設置	→
市民、事業者の自然エネルギー設備導入への支援	市民等が太陽光発電システムなどを導入する際の情報などの提供	A	市報に掲載し、国の補助制度を紹介	窓口にパンフレットを配置し、紹介	→

## 2 ごみの発生を回避し、物を循環的に利用する都市づくり

### (1) ごみの発生回避

【環境目標】

ごみの発生をできるだけ少なくするような生活や事業活動に努めます。

【数値目標】

市民1日1人当たりのごみ要処理量(事業系を含む)を対平成14年度比で15%(約100g)削減(平成14年度884g/人・日)

循環型都市づくり行動計画の目標(平成27年度)

生ごみ堆肥化容器の設置数3,000件  
(平成11年度末2,290件)

【進捗状況】

883g/人・日(平成17年度);削減率0.1%

2,452件(平成17年度末、推定)

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
ごみ減量に関する啓発冊子の作成	ごみ排出量やごみ処理の状況、ごみ減量のための方策などをまとめた啓発冊子の作成	A	家庭ごみの正しい出し方及び索引編、事業所ごみの正しい出し方の作成 随時、市報に掲載し、啓発実施	同左 同左 ごみ出しルールブック保存版を作成し、新しいごみ袋のおためしセットを同封し、配布	→
放置自転車防止対策	放置自転車の撤去などの推進	A	市内一円で放置自転車の撤去を実施(廃棄台数1,644台)	同左(廃棄台数1,149台)	→

事業系一般廃棄物の減量対策	事業系一般ごみの事業者自らによる再資源化の指導、多量排出事業者等に対する減量化・資源化の指導及び事業系一般ごみの多量排出事業所に対する減量化計画策定の指導	A	事業系古紙回収モデル事業(平成16年8月から開始)を実施し、695.7トンの古紙を再資源化	・同左(744.7トンの古紙を回収) ・9月に「春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を制定し、多量排出事業者に対する減量計画書の提出を義務化(平成18年度から実施)	→
生ごみ処理対策	市民農園と連携した生ごみの有効利用システムの検討、生ごみ堆肥化容器の購入に対する補助金の交付、マンションにも設置できる消滅型生ごみ処理機購入に対する支援	A	・生ごみ堆肥化容器の購入に対する補助金交付(14件) ・共同住宅等でも手軽にできるダンボールコンポスの利用を推進	・同左(23件) ・同左	→
ごみ処理の有料化	廃棄物の発生を抑制し、併せて地球環境の保全を図るため、ごみ処理手数料有料化の検討	A	検討	・9月に制定した「春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」で、家庭系ごみ処理手数料の有料化を規定(平成18年4月から実施)	→

## (2) 物の循環的利用の実践

### 【環境目標】

不要となった物でも可能な限り資源としての循環的な利用に努めます。

### 【数値目標】

一般廃棄物資源化率30%

### 【進捗状況】

17.51%(平成17年度)

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
緑の管理	公園内の樹木、街路樹のせん定くずを破砕機等によりチップ化し、土壌改良材等に再利用	A	家庭から出るせん定くずを破砕機によりチップ化し、土壌改良材等に再利用(164,610kg)	同左(165,330kg)	→
不用品交換の場設置	家庭用品などで再利用できるものの情報コーナーや不用品交換即売会、フリーマーケット等の開催による市民相互の交換の場の設置	A	・春日市生活環境組合連合会が主催するガレージセールの実施(春・秋の2回) ・春日市商工会も秋にフリーマーケットを開催	・同左 ・同左	→
古本リサイクル	利用価値を失った図書館の不要資料を希望する市民へ無料提供	A	利用価値を失った図書館の不要資料を希望する市民へ無料提供(約2,000冊)	同左(約2,000冊)	→
公共工事における廃棄物の再利用推進	廃棄物の減量と再利用を図るための建設廃材などの再生利用の推進	A	・「建築工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」に基づき、500万円以上の工事にあっては契約時において再生処理に要する費用の算出が義務付け(県にも報告)。具体的には、アスファルト・クラッシャーラン・ぐり石・砂などは再生品使用率100% ・再生率:土木工事(側溝敷設等)21%、舗装工事100%	・同左 ・同左	→

率先実行計画の実施(再掲)	グリーン製品、エコ製品、古紙など再生品の利用促進	A	・グリーン製品等の購入を推進(文具・事務用品の購入割合は、56.6%) ・OA用紙、トイレトーパーは、古紙100%を使用	・同左(購入割合81.9%) ・同左	→
---------------	--------------------------	---	---	-----------------------	---

### (3) ごみの不適正処理、不法投棄の防止

【環境目標】

やむを得ず発生したごみは、適正に処理処分します。

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
廃棄物の不適正処理、不法投棄防止対策	廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止するための巡回監視業務の強化	A	不法投棄の防止については、環境推進委員の取組みの中で実施	市内5ヶ所に不法投棄監視カメラを設置し、監視実施	→

## 3 自転車と公共交通機関を機軸とする都市づくり

### (1) 自転車にやさしいまちづくりと駐輪マナーの向上

【環境目標】

自転車による移動が可能な道づくりと主要施設における自転車駐車場の整備を進めます。  
駐輪マナーの向上のための取組を進めます。

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
安全に通行できる都市計画道路の整備	市内の移動における自転車利用を促進するための安全に通行できる都市計画道路整備	B	・筒井小倉線(JR春日駅側道・歩道・地下道)の整備 ・大土居下の原線の歩道整備(229m)	・那珂川宇美線、光町交差点、大土居下の原線(228m)の歩道整備	→
公共施設における自転車駐車場の整備	市内の移動における自転車利用を促進するための公共施設への自転車駐車場の整備	A	本庁舎玄関横に障害者専用屋根付き駐車(輪)場を整備	新たな整備なし	→
主要駅及びバス停周辺への自転車駐車場の整備	公共交通機関利用を促進するために主要駅及びバス停周辺への自転車駐車場の整備	A	新たにJR春日駅の西口、東口及びJR大野城駅に駐輪区画を増設し、供用開始(駐輪可能総台数4,820台)	新たな整備なし	→
公用自転車の利用推進	職務遂行時における市内移動の際の公用自転車の利用促進	A	公用自転車(5台)を配備し、自転車利用が可能な範囲は自転車を利用	公用自転車(6台)を配備し、自転車利用が可能な範囲は自転車を利用	→
レンタサイクルシステムの導入検討	自動車利用を抑制するために、市内の移動に使うレンタサイクルシステム導入の検討	B	未着手	コミュニティバスの利用を推進	→
駐輪マナーアップの推進	自転車の利用や駐輪に際し、歩行者や他人に対する配慮を高めるための啓発推進	A	放置自転車禁止区域(西鉄春日原駅周辺)において、放置自転車指導員(4名)を配置し、駐輪マナーの向上を推進	同左	→

(2) 公共交通機関の利便性向上

【環境目標】

公共交通機関の整備や利便性の向上に努めます。

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
公共交通機関の利便性向上の要請	公共交通機関に関する利用促進のための情報を総合的に提供する仕組みづくり及び路線、ダイヤ、公共交通機関相互の乗り継ぎ、料金システムなどの利便性向上の要請	B	博多南線交通対策協議会を通じて利便性向上を要請	同左	→
サイクルアンドライド受容調査の実施	事業の実施に先立ち事前評価、意識調査、受容調査を行う	A	未着手	主要駅への自転車駐輪場の整備で対応	→
コミュニティバスの導入	主要な公共施設までのアクセス向上のためのコミュニティバスの導入	A	・平成15年3月2日導入(ふれあい文化センターを拠点に5路線) ・利便性向上のため、経路、バス停の位置などの見直し実施(年間乗客総数266,960人)	・利便性向上のため、午後7時台に1便増便(年間乗客総数259,793人)	→

(3) 低公害車の普及促進と環境にやさしい自動車利用

【環境目標】

低公害車等環境への負荷が少ない自動車の普及を図るとともに、環境に配慮した自動車利用に努めます。

【数値目標】

公用車における低公害車、低燃費車の割合50%以上

【進捗状況】

6.25%(平成17年度末総台数80台の内5台)

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
公用車への低公害車などの導入(再掲)	公用車への天然ガス車、電気自動車、ハイブリッドカー等の計画的な導入	A			
低公害車などに関する情報の提供(再掲)	低公害車などに関する情報の提供	A			
率先実行計画の実施(再掲)	市自らの率先行動としてのアイドリングストップ推進及び市民、事業者への啓発 毎月1回程度ノーカーデーを設け、職員の車による通勤の自粛や公用車の使用を抑制	A			
民間車両の使用自粛要請(ノーカーデー)(再掲)	春日市全体のノーカーデーを設け、市民、事業者に協力を要請	A			

環境に配慮した住まい方の工夫

1 環境に配慮して住まう

(1) 省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立

【環境目標】

各主体が省資源・省エネルギーを念頭において行動するライフスタイルを確立します。

【数値目標】

毎月1回「家庭環境の日」を設定。

【進捗状況】

未着手

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立に向けた啓発(再掲)	環境への負荷をできるだけ低減させるための各種の啓発に努める一方、買い物袋の利用促進などを進める	A			
省エネ事業所診断の周知(再掲)	事業者の省エネ意識向上のために、「工場の省エネルギー診断サービス」及び「ビルの省エネルギー診断サービス」の周知	A			
エネルギー・資源の有効利用若しくは節約を図るための環境保全対策に対する支援(再掲)	エネルギー・資源の有効利用等の環境情報の提供	A			

(2) 生活・事業活動のグリーン化

【環境目標】

各主体すべてが環境にやさしい生活、事業活動を進めます。

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
率先実行計画の実施(再掲)	市の事業者・消費者の立場で環境保全全般にわたる環境負荷低減に向けた取組を定める「春日市環境保全率先実行計画」の実施	A	平成13年3月に策定した「エコオフィスプランかすが」に基づき環境負荷低減に向けた取組実施	同左	→
ISO14001認証取得検討	ISO認証取得の費用対効果の検討	B	未着手	同左	→
事業者に対するISO14001認証取得の支援	事業者に対するISO認証取得のための情報提供	A	未着手	同左	→
エコオフィス、エコショップの認定制度創設	春日市内の事業所、商店のうち、環境配慮の度を一定の基準で評価し、それぞれエコオフィス、エコショップに認定	A	・平成15年3月に「エコショップ認定制度実施要綱」を制定し、エコショップ認定開始(6店舗認定) ・認定制度を市報掲載(新規申請なし)	新規申請なし	→

## 2 他人に配慮して住まう

### (1) 生活マナーの確立

【環境目標】

環境にやさしい生活マナーの確立をめざします。

【数値目標】

生活マナー塾を毎年20回以上開催

【進捗状況】

未着手

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
生活マナー塾の開催	市民が環境に配慮した生活を実践するために、小学校区ごとの「生活マナー塾」を開催	A	未着手	同左	→
市民向け環境保全行動マニュアルの作成	市民が日常生活において実践することのできる環境保全活動マニュアルの作成	A	未着手	同左	→
「入居者のしおり」などの製作、配布	集合住宅等への入居者に対してごみの出し方等を記した資料を作成、配布	A	・市営住宅入居者に対して、「住まいのしおり」を作成・配布 ・ごみの正しい出し方の作成と、転入者に対する配布を実施	・同左 ・同左	→
事業者向け環境保全行動マニュアルの作成	事業者が事業活動において実践することのできる環境保全行動マニュアルの作成	A	未着手	同左	→

### (2) 隣人を思いやる生活活動の実践

【環境目標】

隣人に迷惑をかけない生活活動の実践をめざします。

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
近隣住民に迷惑をかけない住まい方の啓発	啓発冊子作成等により、ごみの不法投棄や深夜騒音の防止など近隣住民に迷惑をかけない住まい方の普及	A	随時、広報車で啓発	市報や広報車で随時啓発	→
犬猫の正しい飼い方の指導	犬・猫の正しい飼い方のマナーアップに向けた指導推進	A	・狂犬病予防注射の案内にマナーアップのチラシを同封 ・市報にマナーアップの啓発記事を掲載。又、随時、広報車で啓発 ・苦情の際、個別に指導(17件)	・同左 ・同左 ・同左(苦情に対する個別指導19件) ・白水大池周辺の5地区をモデル地区としてマナーアップ啓発バッグを配布(574件)	→
家庭や野外でのごみ焼却自粛指導(再掲)	家庭、事業所、野外におけるごみ焼却の自粛指導	A			
中小企業等への環境負荷の少ないと認められる設備の導入支援	中小企業等への環境負荷の少ないと認められる設備の導入についての情報提供を行う	A	未着手	同左	→

人と環境にやさしいコミュニティの創造

1 環境教育・学習の推進

(1) 環境教育・学習推進体制の整備と参加

【環境目標】

市民、事業者が、環境教育・環境学習に参加出来る機会の確保や体制の整備を進めます。  
環境問題について市民や事業者にわかりやすく説明できる人材の育成を進めます。

【数値目標】

環境保全アドバイザーを100人以上育成  
こどもエコクラブ登録数11団体

【進捗状況】

実績なし  
12団体登録(平成17年度)

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
環境教育・学習マスタープラン策定の検討	生涯学習基本計画において環境教育・学習の基本方針である「環境教育・学習マスタープラン」の策定を検討	A	未着手	同左	→
環境教育・学習の推進体制整備	学校、諸団体、グループ、企業等の連携による環境教育推進のための検討の機会の確保及び組織体制の整備	A	・こどもエコクラブ数(22団体、会員数147人) ・こどもエコクラブを支援するサポーターの会支援	・こどもエコクラブ数(12団体、会員数108人) ・同左	→
環境フェアの開催	市民、事業者、コミュニティ・民間活動団体、市がともに環境について考える「環境フェア」実施	A	10月に開催(ガレージセールも同日開催、参加者推定400人)	同左。同時に、循環型都市づくりをテーマに環境シンポジウムを開催(参加者推定800人)	→
環境保全アドバイザーの育成、派遣	市民、事業者の環境教育・学習を進めるための人材としての「環境保全アドバイザー」の育成、派遣	A	実績なし	同左	→

(2) 環境に関する知恵を伝える

【環境目標】

あらゆる機会や情報伝達媒体を活用して、継続的に環境情報や知恵の交流を進めます。

【数値目標】

市民環境講座を毎年20回以上開催

【進捗状況】

15回開催(平成17年度職員出前講座)

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
年次報告書の発行	春日市の環境の状況や環境保全・創造に関する施策の実施状況について記した(仮称)春日市環境白書の作成及び公表	A	平成16年版春日市環境報告書を作成。図書館等に配置、ホームページに掲載。	平成17年版春日市環境報告書を作成。図書館等に配置、ホームページに掲載。	→
環境学習教材の作成	地球環境問題、市域の環境に関する冊子やビデオ等の環境学習教材の作成	A	新規の作成なし	同左	→
環境保全活動の事例紹介	環境保全活動の事例、開催日や内容の広報やインターネットの活用による紹介	A	市報や環境フェア等で保全活動等を紹介	同左	→



市民環境講座の開催	市民に対する環境学習講座の開催	A	職員出前講座を実施(実績2回)	同左(実績15回)	→
中間処理施設見学会の開催	ごみ減量・リサイクル意識向上のためのごみ処理に関する中間処理施設見学会の開催	A	各地区(4地区)、ごみ座談会(1回)及びこどもエコクラブサポーターの会(1回)で中間処理施設見学会を実施	市内10地区(延べ200人)で中間処理施設見学会を実施	→
こどもエコクラブ活動の支援	こどもエコクラブ活動に対する支援	A	登録の呼びかけやサポーターの会支援を通じた支援実施	同左	→
インターネットによる双方向の環境情報交換の場づくり	インターネットホームページを開設し、双方向による環境情報交換の場をつくる	A	春日市情報化基本計画の中で検討	同左	→
親子環境セミナーの開催	親子いっしょに参加できる環境セミナーの実施	A	・校区の自然探検(2回、29人) ・親子水辺教室(1回、55人参加)を開催	・親子水辺教室(1回、50人参加)を開催	→
子供環境会議の開催	春日市の将来を担う子どもたちによる環境会議の実施	A	・こども国際フォーラム2004に参加(10人) ・子ども地球環境会議2004に参加(5人)	・子ども地球環境会議2005に参加(5人)	→
職員環境研修	職員の環境意識向上と環境配慮行動実践のための環境研修の実施	A	「エコオフィスプランかすが」の推進の中で、各課のエコリーダーを対象に説明会を実施	同左	→

## 2 環境保全活動の促進

### (1) コミュニティ活動への参加、協力

#### 【環境目標】

コミュニティ活動に主体的・積極的に参加する人づくりを進めます。  
環境保全活動を進めるための人的支援を進めます。

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
環境保全功勞者表彰	環境保全活動の向上、発展に貢献し、功績が顕著であった者に対する表彰	A	国、県、市等の表彰制度により対応	同左(本市生活環境組合連合会が環境大臣表彰受賞)	→
民間活動団体、グループに対する活動支援	民間活動団体、グループに対する活動の支援	A	・生活環境組合連合会、こどもエコクラブサポーターの会への活動支援 ・環境活動団体開催の講演会等への後援	・同左 ・同左	→
自治会の環境に関する組織作りの支援	自治会の環境に関する組織作りの支援	A	各地区に環境推進員を委嘱(95人)	同左(91人)	→

(2) 活動のネットワークづくり

【環境目標】

環境保全活動を行っている民間団体のネットワークづくりをめざします。

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
民間活動団体のネットワーク整備	環境活動に取り組んでいる民間活動団体について登録し、団体相互の情報交流を推進する	A	未着手	同左	→
環境保全活動の事例紹介(再掲)	環境保全活動の事例、開催日や内容の広報やインターネットの活用による紹介	A			
事業者における環境教育・学習に関する情報交換の場づくり	環境教育・環境学習を率先して行っている企業の事例発表会や研修会の開催による、企業相互の情報交換の場づくり	B	未着手	同左	→

(3) 高齢者、障害者などと共に生きるまちづくり

【環境目標】

高齢者、障害者などが生き生きとして暮らせるような地域づくりを進めます。

施策・事業名	内容	目標年度	16年度の取組状況	17年度の取組状況	評価
春日市障害者福祉長期行動計画の実施	春日市障害者福祉長期行動計画に基づく各種施策の実施	A	第3次春日市障害者福祉長期行動計画(平成17～26年度)を策定	左記の行動計画に基づき、推進計画の策定を準備	→
春日市高齢者保健福祉計画の実施	春日市高齢者保健福祉計画に基づく各種施策の実施	A	15年度策定の「春日市高齢者保健福祉計画2003・第2期介護保険事業計画」に基づき、高齢者の福祉の充実を推進	新たに「春日市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(平成18～22年度)を策定	→

## 第4章 環境配慮率先実行計画の推進の状況

市が地域にあつて経済活動主体として占める割合は大きく、行政自らが消費者・事業者として地球温暖化対策をはじめとした環境保全に関する行動を、事業者や市民に率先して行うことを目的として、平成13年3月に「エコオフィスプランかすが(春日市環境配慮率先実行計画)」を策定し、取り組んできました。

### 1 計画の対象及び期間と基準年

計画の対象は、本市自らが行う事務及び事業(外部委託に係るものを除く。)の全てです。

対象施設は、対象事務及び事業に関連する施設とし、対象事務及び事業の実施に伴い排出する温室効果ガス(二酸化炭素)の算出を行いました。

計画の期間は、平成13年度から平成17年度の5年間とし、比較する基準年度は平成11年度としました。

### 2 計画の目標

#### (1) 措置の目標

エネルギーの使用に関する目標(対平成17年度)

NO	項目	数値目標	内容
1	電気使用量の削減	5%	電気使用量を平成11年度比で5%削減する。
2	燃料使用量の削減	5%	冷暖房用等に使用する燃料使用量を平成11年度比で5%削減する。
3	上水道使用量の削減	5%	上水道使用量を平成11年度比で5%削減する。
4	公用車燃料使用量の削減	10%	公用車燃料使用量を平成11年度比で10%削減する。

製品の購入に関する目標(対平成17年度)

NO	項目	数値目標	内容
1	紙の購入量(使用量)の削減	10%	紙の購入量を平成11年度比で10%削減する。
2	環境配慮製品割合の向上	30%	購入する文具・事務用品の環境配慮製品割合を30%以上とする。
3	低公害車の導入	50%	特殊用途車を除く公用車に占める低公害車の割合を50%以上とする。
4	環境配慮型OA機器の購入	100%	OA機器の調達の際には、環境配慮型の製品を購入する。

## (2) 温室効果ガス総排出量の削減目標

上記のエネルギーの使用、製品の購入に関する目標の達成などにより、次のように温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量を削減する。

項目	基準年度 (平成11年度)	削減目標		目標年度 (平成17年度)
	排出量(t-CO2)	削減率	削減量 (t-CO2)	排出量(t-CO2)
温室効果ガス総排出量	2,825	約5%	141	2,684

## 3 目標達成に向けた具体的な取組

計画の目標達成のため、127項目の具体的な取組を掲げるとともに、その中で特に力を入れる項目を重点化項目と定めて推進しました。

### 重点化項目

項目	取 り 組 み	開始年度
冷暖房	施設の冷暖房温度は、(冷房28、暖房20が目安)に設定します。	平成13年度
	夏季の期間は、全職員がエコスタイルを実施します。	
エレベーター	エレベーターの使用は、極力自粛します。	平成13年度
OA機器	会議での離席、昼休みなど30分以上使用しない場合は、パソコン、プリンタなどの電源オフを徹底します。	平成13年度
照明器具	始業前及び昼休みの12時15分から13時までには消灯します。	平成13年度
	午後の時間外は、19時に一斉消灯します。	
公用車	不要なアイドリング、空ぶかしを自粛します。	平成13年度
	公用自転車の活用を図ります。	
ノー残業デー	毎週水曜日にノー残業デーを実施します。	平成14年度
ノーマイカーデー	毎月14日にノーマイカーデーを実施します。	平成14年度
ごみの減量	個人ごみは、自宅へ持ち帰ります。	平成14年度
	はがきの回収を行い、リサイクルを推進します。	平成17年度
OA用紙	印刷及びコピーは、最小限に留めます。	平成15年度
	両面印刷、裏面の活用を促進します。	
	正しい方法で分別し、リサイクルを促進します。	
印刷物	印刷物については、古紙配合率100%・白色度70%以下の再生紙を使用します。また、再生紙使用マーク等を記載します。	平成17年度
エネルギー使用量	施設について、エネルギー使用量を調査し、CO2の削減を促進します。	平成13年度

#### 4 目標の達成状況

##### (1) 措置の状況

エネルギーの使用状況（平成 17 年度 / 対平成 11 年度）

NO	項目	数値目標	実績
1	電気使用量の削減	5 %	42.5 %増
2	燃料使用量の削減	5 %	1.1 %減
3	上水道使用量の削減	5 %	11.4 %減
4	公用車燃料使用量の削減	10 %	12.6 %減

製品の購入状況（平成 17 年度 / 対平成 11 年度）

NO	項目	数値目標	実績
1	紙の購入量（使用量）の削減	10 %	6.8 %減
2	環境配慮製品割合の向上	30 %	81.9 %
3	低公害車の導入	50 %	6.25 %
4	環境配慮型 OA 機器の購入	100 %	100 %

##### (2) 温室効果ガス総排出量の状況

上記の結果、温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量は、次のようになりました。

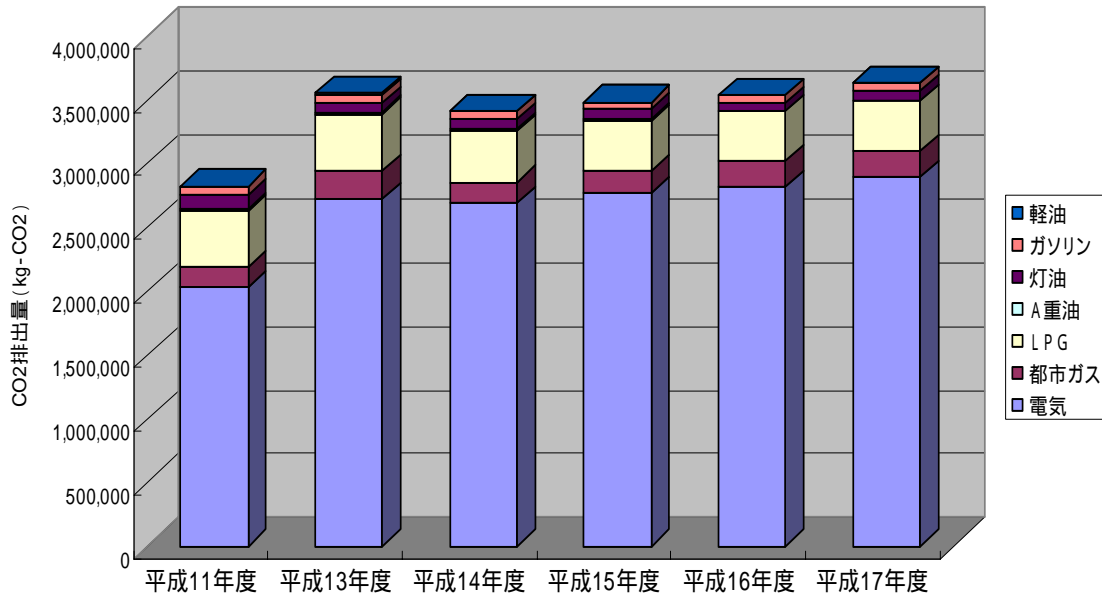
項目	基準年度 （平成 11 年度）	削減目標	実績 （平成 17 年度）	比較
	排出量(t-CO2)	削減率	排出量(t-CO2)	
温室効果ガス 総排出量	2,825	約 5 %	3,631	28.5 %増

**平成 17 年度における温室効果ガスの総排出量**は、平成 13 年度から重点化項目などの取組を実行してきたものの、基準年以降に温水プール、福祉ぱれっと館などの施設の増加や学校における増築などがあり、施設の延べ床面積は、約 155,000 m<sup>2</sup>から約 169,000 m<sup>2</sup>と約 9 %増加するなど、**総排出量は基準年比で 28.5 %の増加**となりました。

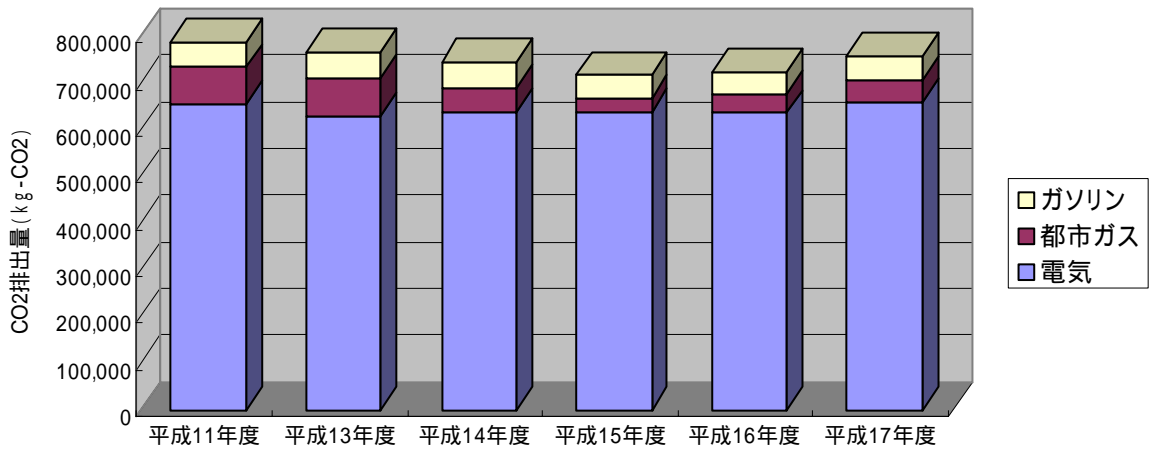
なお、全施設の「単位面積当たり」で比較した場合は、18%の増加でした。

また、公共施設の中で最もエネルギー使用量の多い**市役所本庁舎**では、平成 17 年度の温室効果ガスの排出総量（759 トン）は、削減目標の 5%には届きませんでした。が、**基準年比 4 %の削減**となりました。

温室効果ガス（二酸化炭素）排出総量の推移（全体）



温室効果ガス（二酸化炭素）排出総量の推移（市役所本庁舎）



## 資料編

条例・規則 .....	1
1 春日市環境基本条例 .....	1
2 春日市環境審議会規則 .....	5
3 春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 .....	6
環境質の状況の資料 .....	19
1 大気環境 .....	19
2 音環境 .....	24
用語集 .....	25

## 条例・規則

### 1 春日市環境基本条例

〔平成11年7月1日〕  
条例第16号

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、水と緑の恵みを受け、古代奴国の時代からの固有の歴史と文化を育むとともに、新たな施策にも先進的に取り組んできた「弥生の里」春日市において、先人から受け継いだ良好な環境を将来にわたって維持し、より豊かなものとしていくため、環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めることにより、市の自然的社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって環境への負荷の少ない健康で文化的な都市づくりを目指すことを目的とする。

##### (基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行われなければならない。

- (1) 健全で恵み豊かな環境の恵沢を、現在及び将来のすべての市民が享受できるように、環境を良好な状態に維持し、これを次の世代へ継承していくこと。
- (2) すべての関係者の公平な役割分担と協力の下に、持続的発展が可能な社会が構築されること。
- (3) すべての日常生活及び事業活動において、地球環境の保全に配慮して、環境への負荷を少なくするための自主的かつ積極的な工夫と努力が払われること。

##### (市民の役割)

第3条 市民は、自らの行動が環境に与える影響に配慮し、資源及びエネルギーの節減に努めるほか、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、住宅地の緑化、環境の美化その他の環境の保全及び創造に自ら努めるものとする。
- 3 市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

##### (事業者の役割)

第4条 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の少ない商品及びサービスの提供に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減のための体制の整備その他の環境の保全及び創造に自ら努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動が環境に与える影響に配慮し、環境に関する情報の公開に努めなければならない。
- 4 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

##### (市の役割)

第5条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民及び事



業者への情報の提供及び普及啓発に努めるとともに、市民、事業者及び市相互の協力関係の構築に努めなければならない。

3 市は、すべての行政活動において、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

## 第2章 基本的施策

### ( 施策の基本方針 )

第6条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項の達成を目標として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、都市・生活型公害を防止するとともに、環境に負荷を与える物質の排出を抑制することなどにより、大気、水、土壌その他の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 廃棄物の発生回避、再使用及び再資源化を推進するとともに、省資源及び省エネルギー対策を推進することなどにより、環境への負荷の少ない循環を基調とする都市の構築を図ること。

(3) 市民生活にうるおいとやすらぎを与える溜池、公園、緑地その他の身近な自然空間を確保するとともに、生物の多様性の確保を図ることにより、人と自然とが共生できる良好な居住環境を創出すること。

(4) 都市の良好な景観の保持、歴史的及び文化的遺産の保存及び活用その他の個性的かつ感性豊かなまちづくりを推進するとともに、人と人との豊かな心のふれあいが保たれる良好なコミュニティ環境を確保することにより、快適な都市環境を創出すること。

(5) すべての市民が、生涯を通じ、地域の多様な場において、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の機会を享受できる地域社会の実現を図るとともに、地球環境にやさしい市民のライフスタイルの確立を図ること。

### ( 環境基本計画 )

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ春日市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 市長は、環境基本計画の着実な推進を図るとともに、その適切な進行管理に努めなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### ( 環境への配慮 )

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画に基づき、環境の保全について適正に配慮しなければならない。

2 市は、市民及び事業者の活動において、環境基本計画の考え方が反映されるよう、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民参加の推進)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する市民参加を推進するため、次に掲げる施策を実施しなければならない。

(1) 市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う緑化活動、省資源及び省エネルギー活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するための施策

(2) 環境の保全及び創造のための施策に市民等の意見を適切に反映するための施策

(3) 前2号に定めるもののほか、諸活動への市民等の参加及び協力を促進するための施策

(他団体との協力等)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、国及び県その他の地方公共団体との協力を努めるものとする。

2 市は、市の良好な環境を確保するために必要と認められる場合には、国及び県その他の地方公共団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(年次報告等)

第11条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて環境に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

### 第3章 環境審議会

(環境審議会)

第12条 環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、春日市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 環境基本計画に関し、第7条第3項に規定する事務を処理すること。

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。

(環境審議会の組織等)

第13条 審議会は、15人以内の委員をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体等が推薦する者

(3) 市民(前2号に掲げる者を除く。)

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 春日市環境審議会条例の廃止 )

2 春日市環境審議会条例（平成8年条例第9号）は、廃止する。

( 経過措置 )

3 この条例の施行前に廃止前の春日市環境審議会条例第3条の規定により任命された委員については、同条例第4条に規定する任期の満了するまでの間は、この条例の第13条の規定により任命されたものとみなす。

## 2 春日市環境審議会規則

〔平成11年7月1日  
規則第45号〕

(目的)

第1条 この規則は、春日市環境基本条例（平成11年条例第16号）第13条第3項の規定に基づき、春日市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 審議会において必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 審議会は、専門的な事項を調査、審議させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が審議会委員のうちから指名する専門部会委員（以下「部会委員」という。）をもって組織する。

(専門部会長)

第6条 部会に部会長を置き、部会委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表して部会の審議結果を審議会に報告しなければならない。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、地域生活部環境課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第13号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

### 3 春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

〔平成17年9月22日〕  
〔条例第21号〕

春日市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年条例第8号）の全部を改正する。

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 市の責務等（第3条・第4条）

第3章 市民の責務（第5条）

第4章 事業者の責務等（第6条 - 第16条）

第5章 一般廃棄物の処理（第17条 - 第23条）

第6章 産業廃棄物の処理（第24条）

第7章 手数料等（第25条 - 第28条）

第8章 一般廃棄物処理業等の許可（第29条 - 第32条）

第9章 清潔の保持（第33条）

第10章 補則（第34条 - 第37条）

#### 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、並びに資源循環型社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(4) 再生利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

## 第2章 市の責務等

### (市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、その廃棄物の処理において資源の回収を行い、物品の調達に当たり再生品を使用すること等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

### (指導又は助言)

第4条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

## 第3章 市民の責務

### (市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、資源の集団回収等の再生利用を促進するための活動に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

3 市民は、事業者が行う使用後の製品、包装、容器等の回収その他の廃棄物の減量のための活動に協力するよう努めなければならない。

4 市民は、商品の選択に際しては、当該商品の内容、包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

5 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

## 第4章 事業者の責務等

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。  
( 廃棄物の発生の抑制 )

第7条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、自ら取り扱う物に係る包装、容器等について、簡素化及び適正化を図るとともに、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収を行うこと等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。  
( 適正な処理が困難となるものの抑制 )

第8条 事業者は、その製品、包装、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となるものについては、その製造、加工、販売等を自ら抑制するとともに、その製品、包装、容器等が廃棄物となった場合においては、回収その他の措置を講じなければならない。

( 事業系一般廃棄物の自己処理の基準 )

第9条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は第4条の2に定める収集、運搬及び処分の基準に準じて行わなければならない。

( 事業系一般廃棄物の収集運搬の委託 )

第10条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理することが困難で、市が行う一般廃棄物の処分を受けようとする場合において、その収集又は運搬を第三者に委託するときは、法第7条第1項の規定による市長の許可を受けた者に委託しなければならない。

( 事業系一般廃棄物の保管場所の設置 )

第11条 事業者は、その事業所の建物又は敷地内に、事業系一般廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

( 多量排出事業者の減量義務 )

第12条 事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者として規則で定めるもの(以下「多量排出事業者」という。)は、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。

2 多量排出事業者は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

3 多量排出事業者は、前項の計画に従い、その事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

4 多量排出事業者は、その事業所の建物又は敷地内に、再生利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 市長は、多量排出事業者の事業系一般廃棄物の減量等に関し必要があると認めるときは、法第6条の2第5項の規定により必要な指示を行うものとする。

(勧告)

第13条 市長は、多量排出事業者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき又は同条第5項の指示に従わないときは、当該多量排出事業者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第14条 市長は、前条の勧告を受けた多量排出事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を、規則で定めるところにより公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該多量排出事業者にもその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(受入れ拒否)

第15条 市長は、多量排出事業者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお第13条の勧告に係る措置を講じないときは、当該多量排出事業者が排出する事業系一般廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

(共同住宅における一般廃棄物の保管場所の設置)

第16条 規則で定める共同住宅を建設しようとする者は、当該共同住宅又はその敷地内に、一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の規定により一般廃棄物の保管場所を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

## 第5章 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第17条 市長は、法第6条第1項に規定する市の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)として、計画期間を10年間とする基本計画及びこれに基づく各年度の実施計画を定めるものとする。

2 前項の基本計画は、概ね5年ごとに見直すものとする。



(市の一般廃棄物処理)

第18条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理するものとする。

- 2 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物の処理に支障がない限りにおいて、事業系一般廃棄物を処理することができる。

(適正処理困難物の指定)

第19条 市長は、一般廃棄物の適正な処理を確保するため、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしてその適正な処理が困難となっていると認められるもの(法第6条の3第1項の規定により指定されたものを除く。)を適正処理困難物として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により適正処理困難物を指定したときは、これを告示するものとする。
- 3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、これを自ら回収する等の措置を講ずるよう求めることができる。

(土地又は建物の占有者による一般廃棄物の適正処理)

第20条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。)は、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処分するときは、生活環境の保全上支障のない方法で行わなければならない。

- 2 土地又は建物の占有者は、自ら処分しない一般廃棄物について、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分を受けようとするときは、市長にその旨を申し出なければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
- 3 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分を受ける土地又は建物の占有者は、一般廃棄物処理計画に従い、当該一般廃棄物の適正な分別、保管等を行わなければならない。

(排出禁止物)

第21条 土地又は建物の占有者は、市が処分する一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のもの
- (2) 危険性のあるもの
- (3) 引火性のあるもの
- (4) 著しく悪臭を発するもの
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されているもの
- (6) 再生利用を促進する必要があるものとして規則で定めるもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの

2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示する方法に従わなければならない。

(改善その他必要な措置)

第22条 市長は、土地又は建物の占有者が前2条の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(犬、ねこ等の死体処理の申出)

第23条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬、ねこ等の死体を自ら処理することが困難なときは、市長にその旨を申し出なければならない。

#### 第6章 産業廃棄物の処理

(市の産業廃棄物処理)

第24条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処分ことができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がない範囲内のものとして、規則で定めるものとする。

#### 第7章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第25条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関しては、別表第1及び別表第2に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第26条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

(産業廃棄物処分費用)

第27条 市が行う産業廃棄物の処分に関しては、10キログラムまでごとに140円として算出した額の産業廃棄物処分費用を徴収する。

(産業廃棄物処分費用の減免)

第28条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、産業廃棄物処分費用を減免することができる。

#### 第8章 一般廃棄物処理業等の許可

(一般廃棄物処理業の許可)

第29条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物

処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対して許可をするときは、その期間を定めて申請者に許可証を交付するものとする。

3 一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、その許可の更新を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、法第7条の2第1項の規定により、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（浄化槽清掃業の許可）

第30条 市長は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をするときは、その期間を定めて申請者に許可証を交付するものとする。

2 浄化槽清掃業の許可を受けた者が、その許可の更新を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（許可証の再交付）

第31条 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者が、許可証を紛失し、又は破損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に申請して許可証の再交付を受けなければならない。

（許可申請等手数料）

第32条 次に掲げる申請を行おうとする者は、別表第3に定める許可申請等手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可申請
- (2) 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の更新許可申請
- (3) 一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更許可申請
- (4) 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証の再交付申請

## 第9章 清潔の保持

（清潔の保持）

第33条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物の清潔の保持を図るとともに、清潔な生活環境の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

2 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正な管理に努めなければならない。

## 第10章 補則

### (報告の徴収)

第34条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

### (立入検査)

第35条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量又は処理に関し、書類、記録その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (補助)

第36条 市は、一般廃棄物の収集及び運搬について必要があると認めるときは、その費用の全部又は一部を補助することができる。

### (委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 施行日前に改正前の春日市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 第25条の規定による一般廃棄物処理手数料(指定袋等により排出する家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物に係るものに限る。)の徴収及び指定袋等の交付は、施行日前においても行うことができるものとする。

4 施行日以後の期間に係る第29条から第31条までに規定する許可等の申請及び許可証の交付は、施行日前においても第29条から第31条までの規定の例により行うことができる

ものとし、これらの許可等の申請を行おうとする者からは、施行日前においても第32条に規定する許可申請等手数料を徴収することができるものとする。

別表第 1

## 一般廃棄物（ごみ等）処理手数料

区 分	種 類	手 数 料	摘 要
家 庭 系 廃 棄 物	可燃物	可燃物専用袋（大）10枚当たり 450円	市指定のポリ袋（45リットル相当）
		可燃物専用袋（中）10枚当たり 300円	市指定のポリ袋（30リットル相当）
		可燃物専用袋（小）10枚当たり 150円	市指定のポリ袋（15リットル相当）
	不燃物	陶器・金属類専用袋 5 枚当たり 150円	市指定のポリ袋（30リットル相当）
		びん・カン専用袋 5 枚当たり 75円	市指定のポリ袋（30リットル相当）
	ペットボトル・白色トレイ	ペットボトル・白色トレイ専用袋 5 枚当たり 75円	市指定のポリ袋（30リットル相当）
	せん定枝葉	せん定枝葉専用袋 3 枚当たり 330円	市指定のポリ袋（70リットル相当）
		せん定枝葉結束バンド 3 本当たり 330円	市指定のバンド
	粗大ごみ	1,000円以内で品目ごとに規則で定める額	市指定のシール（1枚当たり500円）
事 業 系 一 般 廃 棄 物	可燃物	可燃物専用袋（特大）10枚当たり 1,400円	市指定のポリ袋（70リットル相当）
		可燃物専用袋（大）10枚当たり 900円	市指定のポリ袋（45リットル相当）
	不燃物	不燃物専用袋10枚当たり 900円	市指定のポリ袋（45リットル相当）

ペットボトル・白色トレイ	ペットボトル・白色トレイ専用袋 10枚当たり 900円	市指定のポリ袋（45リットル相当）
せん定枝葉	せん定枝葉専用袋3枚当たり 330円	市指定のポリ袋（70リットル相当）
	せん定枝葉結束バンド3本当たり 330円	市指定のバンド
粗大ごみ	1,000円以内で品目ごとに規則で定める額	市指定のシール（1枚当たり500円）
犬、ねこ等の死体	1体につき 1,575円	

備考

- 1 市長の指定する処理施設に直接搬入された可燃性のごみ（次項に定めるものを除く。）の処分に関しては、10キログラムまでごとに140円として算出した額の処理手数料を徴収する。
- 2 せん定枝葉とは、土地又は建物内の樹木等をせん定した後に不要となった枝葉で、当該土地又は建物の占有者又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項の規定による指定を受けた社団法人春日市シルバー人材センターが排出するものをいう。この場合において、市長の指定する処理施設に直接搬入されたせん定枝葉の処分に関しては、10キログラムまでごとに110円として算出した額の処理手数料を徴収する。
- 3 粗大ごみとは、一般廃棄物のうち、指定袋に収納して収集することが困難な大きさ又は重量のある廃棄物をいう。
- 4 粗大ごみの排出者は、当該粗大ごみの処理手数料の額に相当する枚数の指定シールを貼付して、搬出しなければならない。
- 5 多量排出事業者が排出する事業系一般廃棄物の処分に関しては、福岡市・春日市ごみ焼却処理事務の委託に関する規約第2条の規定により毎年度決定される委託費の単価を上限として市長が定める処理手数料を徴収する。

別表第 2

一般廃棄物（し尿）処理手数料

区 分	手 数 料	
家庭系	人員制	普通便槽 1 人 1 月につき 556円
		無臭便槽 1 人 1 月につき 654円
事業系	従量制	18リットル（18リットル未満は、18リットルとみなす。）につき 278円
収集の方法等が特別の場合に徴収する手数料は、備考 1 及び備考 2 に定める。		

備考

- 1 家庭系において、次の各号のいずれかに該当する場合の処理手数料は、従量制とし、18リットル（18リットル未満は、18リットルとみなす。）につき278円とする。
  - (1) 簡易水洗式便槽を使用する場合
  - (2) 浸水、湧水、投入水等によって人員制により難しい場合
  - (3) 不特定多数の人の出入り又は頻繁な異動により世帯人員が一定しない場合
- 2 次の各号に掲げる場合の処理手数料は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 1月1回を超えて収集する場合又は臨時に収集する場合 1回ごとに、人員制による場合は1人につき1,113円、従量制による場合は18リットル（18リットル未満は、18リットルとみなす。）につき556円
  - (2) 収集車から便槽までの距離が40メートルを超える場合 40メートルを超えた分について20メートル（20メートル未満は、20メートルとみなす。）につき210円
  - (3) 便槽が2箇所以上ある場合 1箇所を超えた便槽ごとに420円



## 別表第 3

## 一般廃棄物処理業等の許可申請等手数料

区 分	手 数 料
一般廃棄物処理業の許可申請	1 件につき 10,000円
一般廃棄物処理業の更新許可申請	1 件につき 5,000円
一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更許可申請	1 件につき 3,000円
一般廃棄物処理業の許可証の再交付申請	1 件につき 500円
浄化槽清掃業の許可申請	1 件につき 10,000円
浄化槽清掃業の更新許可申請	1 件につき 5,000円
浄化槽清掃業の許可証の再交付申請	1 件につき 500円

## II 環境質の状況の資料

### 1 大気環境

#### (1) 二酸化硫黄

環境基準：1時間値の1日平均が0.04 ppm以下であり、かつ1時間値が0.1 ppm以下であること。

#### ア 二酸化硫黄の期間平均値

単位：ppm

測定場所	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
松ヶ丘公民館横	0.005	0.004	0.005	0.007	0.007	0.006	0.007
惣利公民館横	0.006	0.005	0.007	0.007	0.007	0.005	0.007
白水大池公園北駐車場	0.007	0.006	0.007	0.006	0.006	0.005	0.006
測定場所	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
松ヶ丘公民館横	0.004	0.003	0.005	0.004	0.004	0.005	0.003
惣利公民館横	0.006	0.005	<0.004	<0.001	0.004	0.005	0.005
白水大池公園北駐車場	0.004	0.003	0.005	0.003	0.004	0.004	0.004
塚原台集会所		0.004	0.005	0.004	0.004	0.005	0.004

#### イ 二酸化硫黄の日平均値の最高値

単位：ppm

測定場所	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
松ヶ丘公民館横	0.007	0.005	0.007	0.009	0.008	0.007	0.011
惣利公民館横	0.009	0.007	0.009	0.009	0.008	0.006	0.009
白水大池公園北駐車場	0.010	0.007	0.009	0.007	0.007	0.006	0.010
測定場所	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
松ヶ丘公民館横	0.008	0.005	0.008	0.005	0.005	0.006	0.004
惣利公民館横	0.011	0.007	0.001	<0.001	0.006	0.006	0.006
白水大池公園北駐車場	0.008	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005
塚原台集会所		0.006	0.008	0.006	0.005	0.006	0.005

#### ウ 二酸化硫黄の1時間値の最高値

単位：ppm

測定場所	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
松ヶ丘公民館横	0.020	0.008	0.013	0.016	0.013	0.011	0.024
惣利公民館横	0.021	0.013	0.014	0.016	0.014	0.012	0.022
白水大池公園北駐車場	0.022	0.011	0.014	0.012	0.011	0.010	0.021
測定場所	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
松ヶ丘公民館横	0.020	0.011	0.013	0.011	0.010	0.013	0.010
惣利公民館横	0.021	0.013	0.015	0.003	0.010	0.010	0.010
白水大池公園北駐車場	0.020	0.013	0.010	0.012	0.008	0.009	0.010
塚原台集会所		0.014	0.014	0.013	0.010	0.009	0.011

(2) 二酸化窒素

環境基準：1時間値の1日平均が0.04 ppm から0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

ア 二酸化窒素の期間平均値

単位：ppm

測定場所	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
松ヶ丘公民館横	0.005	0.004	0.017	0.016	0.018	0.021	0.017
惣利公民館横	0.006	0.005	0.023	0.021	0.024	0.025	0.023
白水大池公園北駐車場	0.007	0.006	0.018	0.016	0.020	0.021	0.018
測定場所	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
松ヶ丘公民館横	0.020	0.017	0.010	0.017	0.016	0.016	0.016
惣利公民館横	0.031	0.018	0.020	0.016	0.019	0.018	0.019
白水大池公園北駐車場	0.020	0.018	0.015	0.016	0.013	0.016	0.017
塚原台集会所		0.024	0.017	0.014	0.016	0.016	0.019

イ 二酸化窒素の日平均値の最高値

単位：ppm

測定場所	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
松ヶ丘公民館横	0.020	0.016	0.024	0.032	0.023	0.024	0.020
惣利公民館横	0.022	0.027	0.027	0.037	0.029	0.028	0.025
白水大池公園北駐車場	0.020	0.018	0.023	0.030	0.025	0.025	0.021
測定場所	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
松ヶ丘公民館横	0.027	0.024	0.014	0.030	0.022	0.021	0.023
惣利公民館横	0.045	0.025	0.026	0.025	0.024	0.023	0.027
白水大池公園北駐車場	0.029	0.025	0.022	0.029	0.017	0.022	0.023
塚原台集会所		0.024	0.022	0.026	0.020	0.021	0.026

ウ 二酸化窒素の1時間値の最高値

単位：ppm

測定場所	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
松ヶ丘公民館横	0.039	0.033	0.049	0.059	0.045	0.044	0.039
惣利公民館横	0.034	0.048	0.047	0.060	0.048	0.050	0.046
白水大池公園北駐車場	0.037	0.035	0.046	0.051	0.051	0.046	0.042
測定場所	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
松ヶ丘公民館横	0.054	0.048	0.025	0.047	0.041	0.036	0.044
惣利公民館横	0.063	0.046	0.040	0.039	0.044	0.039	0.042
白水大池公園北駐車場	0.050	0.052	0.037	0.045	0.030	0.036	0.041
塚原台集会所		0.052	0.042	0.043	0.033	0.034	0.046

### (3) 浮遊粒子状物質

環境基準：1時間値の1日平均が0.1 mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ1時間値が0.2 mg/m<sup>3</sup>以下であること。

#### ア 浮遊粒子状物質の期間平均値

単位：mg/m<sup>3</sup>

測定場所	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
松ヶ丘公民館横	0.037	0.033	0.042	0.055	0.050	0.043	0.052
惣利公民館横	0.032	0.026	0.039	0.049	0.055	0.046	0.048
白水大池公園北駐車場	0.043	0.025	0.047	0.050	0.047	0.034	0.052
測定場所	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
松ヶ丘公民館横	0.031	0.027	0.049	0.020	0.034	0.025	0.026
惣利公民館横	0.038	0.029	0.050	0.034	0.051	0.047	0.024
白水大池公園北駐車場	0.036	0.026	0.040	0.016	0.032	0.025	0.021
塚原台集会所		0.023	0.048	0.024	0.048	0.036	0.023

#### イ 浮遊粒子状物質の日平均値の最高値

単位：mg/m<sup>3</sup>

測定場所	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
松ヶ丘公民館横	0.060	0.044	0.066	0.090	0.063	0.054	0.061
惣利公民館横	0.057	0.039	0.058	0.085	0.069	0.058	0.058
白水大池公園北駐車場	0.061	0.04	0.072	0.086	0.069	0.047	0.063
測定場所	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
松ヶ丘公民館横	0.055	0.057	0.065	0.038	0.048	0.036	0.032
惣利公民館横	0.073	0.059	0.068	0.051	0.067	0.055	0.030
白水大池公園北駐車場	0.069	0.050	0.056	0.030	0.043	0.038	0.031
塚原台集会所		0.051	0.065	0.042	0.059	0.043	0.030

#### ウ 浮遊粒子状物質の1時間値の最高値

単位：mg/m<sup>3</sup>

測定場所	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
松ヶ丘公民館横	0.095	0.070	0.146	0.154	0.118	0.106	0.161
惣利公民館横	0.086	0.058	0.128	0.150	0.146	0.099	0.099
白水大池公園北駐車場	0.125	0.125	0.256	0.153	0.242	0.091	0.111
測定場所	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
松ヶ丘公民館横	0.093	0.110	0.235	0.157	0.083	0.071	0.075
惣利公民館横	0.118	0.081	0.107	0.071	0.100	0.089	0.067
白水大池公園北駐車場	0.120	0.122	0.131	0.052	0.088	0.068	0.062
塚原台集会所		0.080	0.124	0.073	0.099	0.072	0.062

(4) 塩化水素

環境基準：環境基準は定められていないが、環境目標値（1時間値が0.02 ppm以下）が設定されている。

ア 塩化水素の期間平均値

単位：ppm

測定場所	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
松ヶ丘公民館横	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	-
惣利公民館横	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	-
白水大池公園北駐車場	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	-
測定場所	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
松ヶ丘公民館横	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.004	-	-
惣利公民館横	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.004	-	-
白水大池公園北駐車場	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	-	-	-
塚原台集会所		<0.002	<0.004	<0.004	-	-	-

イ 塩化水素の日平均値の最高値

単位：ppm

測定場所	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
松ヶ丘公民館横	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	-
惣利公民館横	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	-
白水大池公園北駐車場	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	-
測定場所	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
松ヶ丘公民館横	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.004	-	-
惣利公民館横	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.004	-	-
白水大池公園北駐車場	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	-	-	-
塚原台集会所		<0.002	<0.004	<0.004	-	-	-

ウ 塩化水素の1時間値の最高値

単位：ppm

測定場所	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
松ヶ丘公民館横	<0.004	<0.004	<0.004	0.005	<0.004	<0.004	<0.004
惣利公民館横	<0.004	<0.004	<0.004	0.004	<0.004	<0.004	<0.004
白水大池公園北駐車場	<0.004	0.004	0.005	0.007	<0.004	<0.004	<0.004
測定場所	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
松ヶ丘公民館横	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.004	-	-
惣利公民館横	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.004	-	-
白水大池公園北駐車場	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	0.013	-	-
塚原台集会所		<0.002	<0.004	<0.004	0.010	-	-

(備考) 表中の「-」は、定量下限(0.004 ppm)未満の値であることを表す。

(5) 降下ばいじん量の経年変化

単位：ton/km<sup>2</sup>/月

測定場所	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
春日南小学校	1.9	1.8	1.9	2.45	2.11	2.14	2.10	2.23	2.51
春日西小学校	2.1	2.0	1.9	2.68	2.26	2.26	-	-	-
春日原小学校	1.8	1.8	1.8	3.29	3.04	2.46	-	-	-
精華女子短大	2.2	2.3	2.3	3.15	2.82	2.99	-	-	-
ナギの木苑	1.7	1.8	1.8	2.62	2.40	2.05	-	-	-

(備考) 表中の「-」は、測定がないことを表す。

※ 降下ばいじんには、環境基準の設定はありません。

(6) ダイオキシン類の経年変化

測定地点	項目	14年度	15年度	16年度	17年度	法規制値	
福岡市南部 工場	1号炉	排ガス	0.000011	0.00044	0.0021	0.0041	1 (H14.11.30 までは 80)
		ばいじん	0.49	0.35	0.76	0.45	3 (H14.11.30 までは猶予)
		焼却灰	0	0.00000062	0.0047	0.0015	3 (H14.11.30 までは猶予)
	2号炉	排ガス	0.00019	0.00026	0.0083	0.00013	1 (H14.11.30 までは 80)
		ばいじん	3.0	0.54	0.99	0.57	3 (H14.11.30 までは猶予)
		焼却灰	0	0.000044	0.015	0.0026	3 (H14.11.30 までは猶予)
	放流水	0.80	0.40	0.53	0.44	10 (H15.1.14 までは 50)	
春日大野城 リサイクルプラザ センター 最終処分 場	し尿浄化	排ガス	0.56	0.044	0.26	0.31	10 (H14.11.30 までは 80)
		焼却灰	0.0000013	0.00000021	0	0.00000015	3 (H14.11.30 までは猶予)
	井戸水	井戸水	0.05	-	0.24	0.081	1
		浸透水	0.0039	-	0.067	0.062	1
		処理水	0.045	-	0.025	0.075	10 (H15.1.14 までは 50)

(備考) 単位：排ガスは、ng-TEQ/m<sup>3</sup>N。飛灰・焼却灰は、ng-TEQ/g。水関係は、pg-TEQ/L。

表中の数値の「0」は、実測濃度が定量下限値未満を表す。

表中の「-」は、測定がないことを表す。

平成 14 年度の福岡市南部工場の測定値は、平成 14 年 12 月以前の測定値である。

## 2 音環境

### (1) 自動車交通騒音の経年変化

① 県道 那珂川・大野城線（惣利6丁目54番地前） 単位：dB(デシベル)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	環境基準
昼間	68.4	70.0	69.3	67.7	68	70以下
夜間	62.4	66.0	63.8	63.0	64	65以下

② 県道 那珂川・大野城線（惣利6丁目73番地前） 単位：dB(デシベル)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	環境基準
昼間	69.6	70.0	71.0	70.4	70	70以下
夜間	62.2	66.0	65.2	65.4	65	65以下

③ 市道 松ヶ丘・月の浦線（松ヶ丘5丁目104番地前） 単位：dB(デシベル)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	環境基準
昼間	63.8	66.0	65.1	64.0	-	65以下
夜間	56.5	57.0	57.0	57.8	-	60以下

(備考) 表中の「-」は、測定がないことを表す。

④ 県道 現人橋・乙金線（春日3丁目50番地前） 単位：dB(デシベル)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	環境基準
昼間	-	71.0	-	70.8	-	70以下
夜間	-	64.0	-	65.6	-	65以下

(備考) 表中の「-」は、測定がないことを表す。

⑤ 市道 光町・大土居線（若葉台東2丁目1番地前） 単位：dB(デシベル)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	環境基準
昼間	-	69.0	-	68.8	-	70以下
夜間	-	65.0	-	64.7	-	65以下

(備考) 表中の「-」は、測定がないことを表す。

⑥ 県道 福岡早良・大野城線（伯玄町2丁目44番地1前） 単位：dB(デシベル)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	環境基準
昼間	<u>74.0</u>	-	<u>73.1</u>	-	<u>74</u>	70以下
夜間	<u>71.1</u>	-	<u>69.0</u>	-	<u>72</u>	65以下

(備考) 表中の「-」は、測定がないことを表す。

⑦ 県道 31 号線（春日 1 丁目 86 番地前）

単位：dB(デシベル)

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	環境基準
昼間	71.7	-	73.6	-	73	70 以下
夜間	67.8	-	70.1	-	70	65 以下

(備考) 表中の「-」は、測定がないことを表す。

(2) 航空機騒音の経年変化

単位：WECPNL

測定場所	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
春日公園 5-17(春日高校)	74	71	73	72	72	71

(備考) 環境基準に係る本市の地域類型は、類型Ⅱであり、環境基準値は 70 WECPNL。

(3) 騒音・振動関係

① 特定施設等の届出状況（平成 17 年度末現在）

ア 騒音規制法に基づくもの

区分	工場数
金属加工機械	5
空気圧縮機等	23
織機	2
建設用資材製造機械	1
木材加工機械	5
印刷機械	1
合成樹脂用射出成型機	1
計	38

イ 福岡県公害防止条例に基づくもの

区分	工場数
金属加工機械	7
クーリングタワー	5
重油バーナー	6
計	18

ウ 振動規制法に基づくもの

区分	工場数
金属加工機械	2
圧縮機	10
織機	2
木材加工機械	5
ロール機	1
合成樹脂用射出成型機	1
計	21



② 特定建設作業の届出状況（平成 17 年度）

ア 騒音規制法に基づくもの

区 分	件 数
くい打機等使用作業	1
びょう打機使用作業	1
削岩機使用作業	9
空気圧縮機使用作業	5
コンクリートプラント作業	0
バックホウ使用作業	8
トラクターショベル使用作業	0
ブルドーザー使用作業	1
計	25

イ 振動規制法に基づくもの

区 分	件 数
くい打機等使用作業	1
鋼球使用破壊作業	0
舗装版破碎機使用作業	0
ブレーカー使用作業	10
計	11

## 用語集

### あ行

#### ISO14001 認証

ISO14001 は、ISO が定めた事業者の環境保全行動の規格です。この規格を守っているかどうかを認証機関が点検をし、合格した事業者には認証が行われることになっています。

#### アイドリングストップ

信号待ち等の自動車停車時にエンジンを切ることです。二酸化炭素の排出削減に効果があります。

#### アダプトプログラム

ボランティアとなる市民や地元企業が「里親」となって、清掃美化する場所を養子（アダプト）とみなして、定期的に清掃などを行い、維持管理していくことです。

#### アメニティ

「快適環境」とか「居住性」と訳されていますが、これだけではいい表すことができない微妙なニュアンスを持っています。（社）日本都市計画学会編著「アメニティ都市への途」によると、強いて定義すればと前置きして「アメニティとは、人々が望む生活様式に対応した生活環境が備わっていること」とされています。

#### インターネット

各国のコンピュータ・ネットワークが互いに接続し合った世界規模のネットワークです。

#### エコオフィス

環境に配慮した事業活動を行っている事業所のことです。

#### エコショップ

小売店、スーパー、コンビニエンスストアなどで、環境に配慮した商品の販売を行ったり、簡易包装の実

行や空き缶・空きびんの回収などを積極的に行う店のことです。

#### エコマーク

環境にやさしい商品につけられる認定・推奨マークのことです。日本では、1989年から財団法人日本環境協会が実施しています。

#### オゾン層

地表から 10～50 キロメートルの上空には、オゾンが高濃度に存在する層（成層圏）があり、太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長を吸収しています。有害な紫外線は、日焼けの原因になるばかりでなく、皮膚ガンを誘発する因子でもあります。近年、極地上空のオゾン濃度が急激に減少していることが観測され、オゾン層を保護するため、特定フロン等の使用を削減する国際的な条約（ウィーン条約）が締結されています。

#### 温室効果ガス

地表面から宇宙に放出される熱（赤外線）をさえぎる働き（温室効果）を持つ気体のことです。地球温暖化対策推進法で定める温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類など 6 種類が指定されています。主に人間の諸活動にともなって発生しているため、人間活動からの発生を抑制する取組が緊急の課題となっています。

### か行

#### 街区公園

都市計画で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園です。誘致距離 250 メートル、1 か所あたり面積 0.25 ヘクタールを標準として配置します。

### 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい行政上の目標として、国が定めた具体的な数値基準のことをいいます。

### 環境負荷

環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されています。環境への負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがあります。

### 環境保全アドバイザー

市民や事業者に対して環境についてわかりやすく説明、アドバイスできる人材のことです。

### 環境マネジメントシステム

環境に与える悪影響を少なくするため、経営に環境方針を取り入れ環境影響と環境側面の評価に基づいて目標を立て実行していくもので、「計画 実施 点検 見直し」のサイクルによって継続的な環境の改善を図っていくシステムです。

### 近隣公園

近隣住区に居住する者を利用の対象とし、幼児から老人まですべての年齢層に利用されます。近隣公園は、ひとつのコミュニティ形成の役目を担う都市計画上もっとも基本的な公園です。誘致距離 500 メートルを対象範囲とし、1 近隣住区あたり 1 か所を目的に面積 2 ヘクタールを標準として配置します。

### グリーン購入

事業活動や市民活動において環境負荷の低減に配慮された製品などを購入、使用することなどにより、環境全体に与える影響を少なくしようとする行動です。

### グリーンマーク

古紙利用製品に表示されるマークです。1981 年に、古紙再生促進センターにより、古紙の再生利用と緑化推進のために制度が設けられました。

### 降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるいは単独の形で降下するばいじんのことです。

### こどもエコクラブ

小中学生なら誰でも参加できる環境活動や環境学習を行うクラブであり、環境省が支援しています。登録した会員には、1 年間を通じて環境を守る自主活動(エコロジカルあくしょん)を進めるための情報提供などを無料で行っています。

### コミュニティ・民間活動団体

コミュニティとは、一般的に地域共同体又は地域共同社会と訳されますが、住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりを行うための集まりを指すこともあります。春日市環境基本計画にいう民間活動団体とは、環境保全・創造に関する活動を行っている民間の団体やグループのことです。

### コンポスト

家庭から出る生ごみなどの有機物質を原料として、微生物の働きによって作られる堆肥のことです。

### さ行

#### サイクルアンドライド

通勤などで、最寄りの鉄道駅やバス停まで自転車で行き、そこから鉄道やバスを利用することです。

#### サイン計画事業

春日市の貴重な文化遺産や多様な公共施設が今後市民に十分に理解され利用されるため、人々とまちをネ

ットワークし、「弥生の里」の魅力を人々にアピールすることをめざして行われた事業のことです。

### 産業廃棄物

工場、事業場における事業活動に伴って生じる燃えがら、汚でい、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類等の20種類を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物（家庭等から排出されるごみ）と区別されま  
す。産業廃棄物は、事業者が自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する責務があります。

### CATV

ケーブル（通信線）を利用してテレビ番組を送受信するシステム、またはサービスのことで、双方向通信ができるようにすれば、電話サービス、インターネットにより、オンラインショッピングなどの多様なサービスが可能になるなどの特徴があり、新しいメディアとして注目を集めています。

### COD

CODとはChemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略であり、海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す指標で、水中の有機物等汚染源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/l（ミリグラム毎リットル）で表したものです。数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示します。

### 市街化区域

都市計画法に基づき、既成市街地及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として定められた区域です。

### 市街化調整区域

都市計画法に基づき、市街化を抑制すべき区域として定められる区域です。この区域での開発行為は厳しく制限されます。

### 自然エネルギー

太陽エネルギーそのものを熱や電力に変えて利用するもののほか、水力、風力、波力、潮力、バイオマスエネルギーなどがあります。

### 児童遊園

児童の健康の増進と豊かな情操を養うため、児童福祉法に基づいて本市が設置する遊び場をいいます。

### 指定文化財

文化財保護法、文化財保護条例などにより指定された文化財です。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群のうち、とくに重要なもので保存の必要のあるものを指定し、保護と活用が図られているものを指します。

### 住区基幹公園

住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置付けられた、街区公園、近隣公園及び地区公園が含まれます。

### 準工業地域

都市計画法に基づく用途地域の一つです。工業地で住宅等の混在を排除することが困難又は不適當な地区のうち、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域です。

### 親水緑道

河川、海岸、池、湖沼など水辺の形態や規模のいかんによらず、水を主題とし、「意図的」に水と親しむことを主目的とした緑道をいいます。緑道とは、一般的には自動車交通と分離させて系統的にもうけられた歩行者のための道であり、公園的に整備されるとともに、各種の公共公益施設を有機的に連絡することにより多目的空間として機能するものをいいます。

### 水素イオン濃度（pH）

酸性又はアルカリ性の程度を示す指標で、pH7は中性を示し、それ以上の数値はアルカリ性、それ以下

は酸性を示します。最も生産的な河川のpHは大部分6.5~8.5の間にあり、これを超えると、栄養素の多くは結合を始め、植物に摂取されなくなり、飼料生物の生産性は低下します。

#### 全窒素濃度

無機性窒素と有機性窒素の合計量のことをいいます。有機性窒素は生物体の構成要素のタンパク質に主として含まれるものであり、生物体自身または排泄物中に含まれています。総窒素ともいいます。水の富栄養化の程度を表す指標の一つです。

#### せん定樹木のリサイクル

これまで焼却や埋め立てにより処分してきた植物廃材(植栽の維持管理に伴い発生するせん定枝葉、刈草、刈芝等や落葉落枝、枯損木等)を雑草抑止剤など有用な資源として再利用するとともに、廃棄物の減化を図ることで。

#### 全磷濃度

有機性磷と無機性磷の合計量のことをいいます。窒素と同様に、有機化することにより生物体として水と異なる挙動を示すこととなります。総磷ともいいます。水の富栄養化の程度を表す指標の一つです。

#### た行

##### ダイオキシン類

意図して製造・使用される化学物質ではありませんが、他の化学物質の製造や燃焼などに伴って生成されるポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPBCの総称です。ダイオキシンには、発ガン性があります。

##### 大腸菌群

大腸菌とは乳糖を分解して酸とガスを発生する好気性及び嫌気性菌の総称です。ほとんどの種類の大腸菌は病原性はなく、人の腸内にも多く存在しており、ふ

んとともに排出されます。大腸菌の検出検査は精度が高いので、赤痢菌等腸管系病原細菌による汚染の有無の間接的指標として利用されています。

#### WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level(加重等価平均感覚騒音レベル)の略です。航空機による騒音のうるささに着目した評価単位であり、加重等価平均感覚騒音レベルといわれます。航空機騒音の大きさ、頻度、飛行時間帯等を考慮し定められます。

#### 地球温暖化対策推進法

1997年12月のCOP3(気候変動枠組条約第3回締約国会議)で先進国の国ごとの温室効果ガス排出削減目標を定めた京都議定書の採択に、日本も合意したことを踏まえ、温暖化の原因となる二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)やメタンガス、フロンガスなどの6物質の削減を目的に、1998年に公布された法律(地球温暖化対策の推進に関する法律)です。

#### 地区公園

近隣の上位のコミュニティ単位である地区を利用圏域として設けられる公園であり、普通4近隣住区単位が集合した地区を配置の基礎単位とします。誘致距離1000メートルの範囲内で面積4ヘクタールを標準として配置します。

#### 昼間人口

ある地域の常住人口人口に、その地域へ通勤又は通学で流入する人口を加え、更にその地域から通勤又は通学で流出する人口を差し引いた人口のことをいいます。買い物や行楽などの一時的な流入、流出人口は昼間人口に含みません。

#### 低公害車

騒音の発生や大気汚染物質の排出が少ない自動車の総称です。電気、太陽光、エタノール等を動力源とする低公害車があります。

### 低燃費車

改正省エネ法で定められている基準となるべきエネルギー消費効率（燃費目標基準値）を上回っている車両を低燃費自動車とといいます。燃費目標基準値は、燃料別（ガソリン車、ディーゼル車）、用途別（乗用自動車、貨物自動車）に車両重量に基づいて定められています。

### 出前環境講座

自治会、学校、市民団体などの依頼に基づき行政職員や専門家が公民館等に出向いて、ごみ処理、リサイクル、省エネ省資源などの環境に関係することをテーマに説明会や講演会を開催することです。

### 電気自動車

バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のことです。排気ガスを出さず、騒音も少ないことから、地球に優しい自動車として普及が求められています。速度や走行距離などの性能面や価格面でまだ一般のガソリン車に劣りますが、近年の技術革新により飛躍的に改善されつつあり、1回の充電で走行できる距離が200キロメートル以上、最高速度が時速120～130キロメートルを出せるまでになっています。

### 天然ガス車

天然ガスを圧縮した燃料を動力源とした自動車のことです。ガソリン車のエンジンがほぼそのまま使え、走行性能はガソリン車並で黒煙を全く出さず、窒素酸化物や二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない低公害車です。

### 特殊公園

都市公園法に定める、優れた自然環境や歴史・文化資産を公開したり、植物とのふれあいや学習機能を目的とする公園です。

### 特定建設作業

建設作業のうちでも、特に騒音・振動による生活環

境の悪化をもたらすものとして法律で定められた作業の総称をいいます。

### 特定施設

工場や事業場に設置されている各種の施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務付けられている施設の総称をいいます。

### 特別緑地保全地区

防災、緩衝的機能や伝統、文化的意義を有する緑地、又は住民の健全な生活環境を確保するための風致景観に優れた緑地で、都市緑地保全法に基づき指定された地区です。

### 都市基幹公園

都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたものです。具体的には、総合公園と運動公園によって構成されます。

### 都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域です。例えば都市計画区域内においては、一定規模以上の開発行為については都道府県知事の許可を受けなければなりません。都市計画区域の指定は、都道府県が行います。

### 都市公園

地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地で、その設置者が設ける公園施設を含むものです。なお自然公園法に定める国定公園又は国定公園の施設たる公園又は緑地等は、都市公園に含まれません。

### な行

#### 二酸化硫黄

気体は亜硫酸ガスともいいます。有毒で石油や石炭の燃焼時に硫黄(S)分が酸化することにより排出され

ます。無色刺激臭のある気体で粘膜質、特に気道に対する刺激作用が重視されています。

### 二酸化炭素

無色、無臭の気体で、赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が温室効果を促進させるおそれがあるとして、化石燃料等の消費に伴う発生量の抑制、固定化技術の開発等が検討されています。

### 二酸化窒素

主に化石燃料の燃焼に伴って発生した一酸化窒素が大気中でさらに酸化されたものです。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり激しくないため、はなはだ危険で、急性中毒死の例が多く報告されています。

### 農業振興地域

自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが必要であると認められる地域です。農業振興地域の整備に関する法律に基づいて都道府県が指定します。

## は行

### ハイブリッド車

動力源として、ガソリンエンジンと電気モーターを併用する自動車。大気汚染物質の排出はガソリンエンジンの10分の1程度に抑えられ、燃費は2倍程度向上します。

### バリアフリー

現在ある物理的、制度的、文化、情報、意識の障壁をなくしていこうとする考え、行動です。例えば障害者用のスロープがあります。

### BOD

BODとはBiochemical Oxygen Demand(生物化学的

酸素要求量)の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素のことで、単位は一般的にmg/l(ミリグラム毎リットル)で表します。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。

### 光害

不必要な光によりまぶしさを感じることや動植物に悪影響が及んだりすることなどをいいます。

### 風致公園

都市公園法に定める特殊公園の一つで、樹林地、水辺地等の風致の優れた場所に指定されるものをいいます。

### 浮遊物質量

水中に浮遊する物質の量をいい、一定の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ります。数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを表します。

### 浮遊粒子状物質

大気中に漂っている粒形10ミクロン以下の微粒子をいいます。ディーゼル車の排出ガスや工場のばい煙等が主な発生源とされ、視程障害や動植物等への損害ばかりでなく、人の気道や肺に入り呼吸器疾患発症の増加等を引き起こすとされています。

### フリーマーケット

公園や駐車場等を会場にして住民が不要な品物を持ち寄って、安い値段で販売することです。リサイクル運動の一つとしてゴミの減量化や資源の有効利用に役立てることを目的としており、近年、各地で開催されるようになりました。

## ま行

### マンガン

地殻中に存在し、生物には必須元素の一種ですが、マンガンの製造、粉碎、マンガン塩類を製錬する時、マンガン鉱（褐石、 $MnO_2$ （二酸化マンガン））により中毒をおこすことがあり、慢性神経症（マンガン病）になります。

### 緑の基本計画

都市緑地保全法に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。市町村がその区域内において緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定します。

## や行

### 溶存酸素量

有機物を酸化し、安定した形とするために必要とされる酸素が水に溶けている量のことです。数値が小さいほど、水質汚濁が著しいことを表します。

## ら行

### 緑地保全林地区

良好な自然環境を形成している緑地のうち、一定の基準に該当する樹林地、水辺地として、春日市緑化推進等に関する条例に基づいて指定される地区です。

### 緑被率

一定面積の中に樹林等が生育している面積の割合です。正確には、その土地の区域と、樹冠投影積の和との割合で表します。

### 類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国におい

て類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況、騒音に関するところの都市計画地域等を勘案し、具体的に地域にあてはめ、指定していくことをいいます。